

令和3年安曇野市議会 3月定例会 提案説明書

目次

報告第 1 号	1
議案第 4 号	2
議案第 5 号	3
議案第 6 号	4
議案第 7 号	5
議案第 8 号	6
議案第 9 号	9
議案第 10 号	12
議案第 11 号	17
議案第 12 号	19
議案第 13 号	20
議案第 14 号	21
議案第 15 号	22
議案第 16 号	24
議案第 17 号	31
議案第 18 号	34
議案第 19 号	35
議案第 20 号	37
議案第 21 号	38
議案第 22 号	39
議案第 23 号	41
議案第 24 号	43
議案第 25 号	46
議案第 26 号	57
議案第 27 号	61
議案第 28 号	63
議案第 29 号	66
議案第 30 号	67
議案第 31 号	68
議案第 32 号	69
議案第 33 号	70
議案第 34 号	71
議案第 35 号	72
議案第 36 号	73
議案第 37 号	76
議案第 38 号	79
議案第 39 号	80
議案第 40 号	81
議案第 41 号	83
議案第 42 号	84
議案第 43 号	85
議案第 44 号	86
議案第 45 号	87

報告第 1 号

「債権放棄の報告について（生活保護費返還金等に係る債権）」について、報告いたします。

債務者 4 名のうち千葉県在住者の債権について、令和元年 12 月議会において少額訴訟の専決処分について報告いたしました。

少額訴訟については、専決処分後速やかに提訴を行い、その後通常訴訟に移行し、令和 2 年 3 月 24 日に勝訴判決を経て債務名義を取得しました。

その後、令和 2 年 9 月に強制執行申し立てを行いました。差し押さえる財産が無かったことから、安曇野市債権管理条例第 6 条第 1 項第 5 号（裁判所による強制執行でも回収できない）により令和 3 年 1 月 21 日に当該債権を放棄しました。

その他債務者の債権については、支払督促・仮執行宣言申し立てを経て債務名義を取得し、財産調査を行いました。いずれの者についても差し押さえる財産がなかったことから安曇野市債権管理条例第 6 条第 1 項第 5 号（裁判所による強制執行でも回収できない）により令和 3 年 1 月 21 日に当該債権を放棄しました。

これについて同条例第 7 条により今 3 月議会に報告するものであります。

本日提出 市長名 でございます。

議案第 4 号

「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

地下水の保全・涵養をはじめとする「安曇野市水環境基本計画」に基づく施策の検討、評価等については、安曇野市水資源対策協議会において行っておりましたが、これを水環境審議会として市の附属機関に位置づけるため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容です。

第 7 条第 2 項 水環境基本計画を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、安曇野市水環境審議会の意見を聴くものとし、その次に第 7 条の 2 から第 7 条の 8 まで 7 条を加えます。

第 7 条の 2 審議会の設置と所掌について定めるもの。

所掌は、(1)水環境基本計画に関すること、(2)その他市長が必要と認める事項に関することについて、審査、審議及び調査することとあります。

第 7 条の 3 組織及び任期について定めるもの。

委員は、公募により選考された市民、識見を有する者、関係団体の推薦を受けた者など 18 人以内で組織することとしております。

以下、第 7 条の 4 会長及び副会長について、

第 7 条の 5 会議について、

第 7 条の 6 特別委員について、

第 7 条の 7 守秘義務

第 7 条の 8 庶務についてと、委員会の運営に必要な事項を定めるものです。

また、第 13 条 安曇野市地下水採取審査委員会についてですが、水環境審議会の条項が前に入ることから、準用するに必要な改正を行うものです。

附則でございます。

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

また、第 2 項で、「安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例」別表第 2 に、本条例により設置することとなる水環境審議会委員の報酬を加える改正を行うものであります。

本日提出、市長名であります。

議案第 5 号

「安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

改正の理由でございます。

長野県の福祉医療費給付事業の見直しを受け、本市における精神障害者保健福祉手帳 2 級交付者について、通院において他の障がい区分と同様の経済的負担で全診療科を受診することを可能とするため、福祉医療利用対象範囲を、所得制限なしで全診療科の通院まで対象とするよう改正するものです。

合わせて、字句の訂正を行うものです。

改正の内容でございます。

第 3 条第 2 項第 1 号は、字句を漢字の「者」からひらがなの「もの」に改めます。

第 6 条で規定する精神障害者保健福祉手帳 2 級交付者に係る条件規定を削除いたします。

附則でございます。

この条例は令和 3 年 8 月 1 日から施行し、同日以降の診療分から適用する。

本日提出、市長名でございます。

議案第 6 号

「安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例について」について、ご説明いたします。

本条例は、放課後児童健全育成事業として実施しております安曇野市児童クラブの利用者負担金について定め、児童クラブを利用する保護者より利用者負担金の徴収を行っているところでございます。

このたび、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 1 月 1 日より施行され、これに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

利用者負担金の算定にあたっては、従前の税法の寡婦控除が死別・離別のみを対象としていたことから、市独自の政策として、未婚のひとり親については寡婦控除相当額の控除、「みなし寡婦控除」を行ってきたところでございますが、今般の税法の改正により、寡婦控除の対象に未婚のひとり親が加えられたため、控除が重複することとなる市独自の「みなし寡婦控除」の規定を削除するものでございます。

附則でございます。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置でございます。改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る負担金から適用する。ただし、第 2 条第 3 項の規定を適用して負担金の額を算定する場合については、なお従前の例による。

本日提出 市長名であります。

議案第 7 号

「安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本条例は、市内にある 18 の公立認定こども園の開園日数や、開園時間などの基本的事項が定められております。

このたび、令和 4 年 4 月 1 日より明科北認定こども園の保育業務を民間事業者に委託するにあたり、当園の夏場の酷暑の期間のみ、1 号認定の子どもの教育・保育時間を 30 分早めるために、本条例の一部を改正するものでございます。

保育業務の本委託は令和 4 年からですが、令和 3 年度は公立の保育士・職員と委託予定者である N P O 法人響育くじら雲の保育士・職員とで 1 年間引継ぎ保育を実施します。

野外保育を主たる保育の場としますので、近年の酷暑の状況を勘案し、夏場の 6 月から 9 月の 4 か月間、自然保育の特化型グループの 1 号認定の子どもたちが活動しやすいように、現行の 9 時からの教育保育の開始時間を 30 分早めて、8 時 30 分開始にするために改正するものでございます。

本日提出 市長名であります。

議案第 8 号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本改正案は、まず、令和 3 年度から 3 年間の介護保険料の改正を行なうものであります。

第 8 期介護保険事業計画により、高齢化率の上昇等を加味した介護給付費等の見込みに加え、介護報酬改定等を考慮する等、3 年間の介護保険事業に必要な費用を算出し、第 1 号被保険者の保険料必要額を見込み、保険料設定をするものであります。

また、健康保険法施行令等一部を改正する政令公布による介護保険法施行令等の規定や、基準所得金額の見直しを踏まえ、市の区分につきましても、これまで同様の区分の弾力化を確保し、さらにこれまでの 11 段階を 12 段階とするものであります。これらにより介護保険料は、全体を 12 段階とし、そのうちの第 5 段階を基準額として、そのほかの段階の保険料を規定いたします。

次に、介護保険事業の実効性をより高めること、介護保険事業を幅広い分野からご協議いただくために、地域包括支援センター運営協議会を介護保険等運営協議会に統合するものです。

同じ委員からの事業の協議を受けることで、協議内容の深化を図り、また実態に合わせ、委員の選出区分の定数を明確に規定することで、バランスの取れた委員配置を図るものです。

では、改正の概要について ご説明を申し上げます。

第 2 条は介護保険料についての改正であります。

第 1 号は第 1 段階の区分であり、該当者は、生活保護の受給者及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給する方 若しくは、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方であります。介護保険料は基準額の 50% で 3 万 4,800 円であります。この第 1 段階につきましても、さらに負担軽減措置がありますが、後ほどご説明をいたします。また、以後条文の第 5 号 第 5 段階までは、各段階の対象者の要件として申し上げる金額は、「ご本人の前年の合計所得金額と 課税年金収入額の合計」として共通でありますので、「所得・収入額等の合計」と省略してご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

第 2 号は第 2 段階の区分であり、世帯全員が市民税非課税で、所得・収入額等の合計が 120 万円以下で、第 1 段階以外の方で、基準額の 65% の 4 万 5,240 円であります。

第3号は第3段階の区分であり、世帯全員が市民税非課税で、所得・収入額等の合計が120万円を超える方で、第1、第2段階以外の方が対象となり、基準額の75%の5万2,200円。

第4号は第4段階の区分であり、世帯としては市民税が課税されているものの本人は非課税で、所得・収入額等の合計が80万円以下の方で、基準額の90%の6万2,640円。

第5号は第5段階の区分であり、市民税の課税状況は第4段階と同様で、所得・収入額等の合計が80万円を超える方で、基準額となる6万9,600円であります。

第6号では、保険料の区分要件である合計所得について、介護保険法施行令の改正により、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者の合計所得では合計額から最大で10万円を控除することとし、続く「租税特別措置法」に関する規程についても、基準となる合計所得のから控除する金額につきまして、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除額を加え、保険料を算定するものです。

これ以降申し上げる各段階の対象者の要件は、ご本人が市民税課税であること、また「ご本人の前年の合計所得金額」として、共通しておりますので、「合計所得」と省略してご説明申し上げます

第6号は第6段階の区分であり、合計所得120万円未満の方で、基準額の120% 8万3,520円となります。

第7号は第7段階の区分であり、合計所得が120万円以上210万未満の方で、基準額の130%の9万480円。

第8号は第8段階の区分であり、合計所得が210万円以上320万未満の方で、基準額の150%の10万4,400円。

第9号は第9段階の区分であり、合計所得が320万円以上400万円未満の方で、基準額の170%の11万8,320円。

第10号は第10段階の区分であり、合計所得が400万円以上600万未満の方で、基準額の180%の、12万5,280円。

第11号は第11段階の区分であり、合計所得が600万円以上800万未満の方で、基準額の190%の13万2,240円であります。

第12号は第12段階の区分であり、合計所得が800万円以上の方で、基準額の200%の13万9,200円であります。

以上の12段階であります。

また、12段階に改めたことにより、6号から10号までの各号イに記載の除外規定についてそれぞれ改め、11号に新たに除外規定を加えるものであります。

第2項では、第1項第1号で規定の、第1段階に該当する方の保険料「34,800円」について公費により軽減し、令和5年度までの計画期間中は、基準額の30%「2万880円」とするものであります。

同じく第3項では、同項第2号で規定の、第2段階に該当する方の保険料「45,240円」を基準額の50%「3万4,800円」に、第4項では、第3号で規定の、第3段階に該当する方の保険料「52,200円」を基準額の70%「4万8,720円」にそれぞれ公費により軽減するものであります。

第14条1項第2号は、統合のため、介護保険等運営協議会の所掌事務に地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項を加えるものです。

第15条1項は、委員数を15人以内から16人以内に変更し、統合後の協議会の機能を拡充するものです。又第2項では、協議会の委員の選出区分の人数を規定し、バランスよく意見を聴取するものです。

附則です。

1項 この条例は、令和3年4月1日から施行します。

2項では経過措置として改正後の介護保険料を令和3年度から適用すること、3項では、前年所得が確定する前の課税方法等の特例について規定するものであります。第4項では、税制改正の実施年度に合わせて、令和3年度の特別徴収の仮算定年額の算定において税制改正の影響を受けないようにするためのものです。

本日提出市長名であります。 以上でございます。

議案第 9 号

安曇野市指定居宅介護支援等の 事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本改正案及び、この後ご説明を行う 10 号から 12 号の議案の条例改正案につきましては、 国の介護報酬改定等に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）」等が交付されたことから、市が指定する介護保険サービス事業所の、基準を定めた条例の改正を行うものです。

なおこの度の介護報酬の改定は、新型コロナウイルス感染症感染や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年に向けて、2040 年も見据えながら「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るもので、このことに準じた条例改正となっております。

では、主な改正の概要について申し上げます。

本条例は、居宅サービス計画を作成する、居宅介護支援事業所の人員や運営に関する基準を定めた条例です。

議案書 1 ページをお願いします。

第 3 条に追加する第 5 項は、「利用者の人権の擁護、虐待防止の体制整備と従業者への研修を義務付けるものです、第 6 項は、自立支援重度化防止の取組として、総合データ、通所・訪問リハビリテーションに関する情報（VISIT 情報）、高齢者の状態やケアの情報（CHASE 情報）を活用した計画の作成や事業所単位での PDCA サイクルの推進、ケアの質の向上を推奨するものです。この改正は、全ての介護サービスに共通する改正事項であり、この後説明を行う議案第 10 号から第 12 号においても同改正を行なうものです。

第 5 条 2 項では、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、本人の死亡など、管理者要件である主任介護支援専門員の確保が著しく困難で、やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするものです。

第 6 条第 2 項では、質の高いケアマネジメントの推進を図るためにケアマネジメントの公平中立を図る観点から、前 6 か月間に作成したケアプランの訪問介護や通所介護等の利用割合や同一事業者の提供状況について、利用者への説明や理解を義務づけるものです。

第 14 条第 1 項 9 号では、感染防止や多職種連携を推進するために、サービス担当者会議等で利用者の同意があればテレビ電話など ICT を活用して行うことができるとするものです。

この改正は、全ての介護サービスに共通する改正事項であり、この後説明を行う議案第 10 号から第 12 号における、虐待防止や感染防止の委員会等、多職種連携を推進する会議において同改正を行なうものです。

2 ページにかけて、となりますが、

第 14 条第 1 項 21 号では、生活援助の訪問介護の回数の多い利用者等の利用状況の確認として、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を点検・検証する仕組みを導入するものです。(令和 3 年 10 月施行)

第 20 条第 4 項では、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を義務付けるものです。

第 20 条の 2 では、業務継続に向けた取組の強化として、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務付けるものです。

3 ページにかけて、となりますが、

第 22 条の 2 では、感染症対策の強化として感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)等の実施を義務付けるものです。

第 23 条では、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形(ファイル等)で備え置くこと等を可能とするものです。

第 28 条の 2 では、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付けるものです。

4 ページにかけて、となりますが、

第 32 条では利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとし、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとしたものです。

なお、第 20 条 4 項から、ただいまご説明差し上げた第 32 条までの改正は、全ての介護サービスに共通する改正事項であり、この後説明する、議案第 10 号から第 12 号の改正においても同様に改正となります。

最後に、本改正条例の附則です。

1 項 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 14 条第 20 号の次に 1 号を加える改正規定 令和 3 年 10 月 1 日

(2) 附則第 2 項の改正規定 公布の日

2 項 虐待の防止に係る改正の義務化に施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。

3 項 業務継続に向けた規定の義務化に施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。

4 項 感染症の発生及びまん延等の防止に関する取組の義務化に、施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。

以上、本日提出市長名であります。

議案第 10 号

安曇野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例の改正理由は、議案 9 号でご説明差し上げた内容となります。

では議案 9 号でご説明した全ての介護サービスに共通する改正事項を除く、残りの主な改正の概要についてご説明申し上げます。

本条例は、市が指定する比較的小規模なデイサービスやグループホームなどの地域密着型サービスの人員や運営に関する基準を定めた条例です。

議案書 3 ページ、改正条文の 14 行目からとなります。

第 47 条から第 59 条までは指定夜間対応型訪問介護の基準等の改正です。

第 47 条第 1 項から第 7 項では、オペレーターの配置基準等の緩和として、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能とするもので、夜間対応型訪問介護事業所のオペレーターは、併設する短期入所生活介護事業所等の施設職員や、随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務することを可能とするものです。

4 ページとなります

第 56 条 2 項では、他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること、複数の事業所間で、随時対応サービス（通報の受付）を「集約化」することを認めるものです。

5 ページとなります

第 57 条 2 項では、指定夜間対応型訪問介護のサービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保として、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとしたものです。

第 59 条の 12 から第 59 条の 20 までは地域密着型通所介護の基準等の改正です。

第 59 条の 13 第 3 項では、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応

力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させることを義務づけるものです。

第 59 条の 15 の 2 項では、地域と連携した災害への対応の強化として、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が義務付けられている介護サービス事業者を対象に、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとしたもので、通所型サービスはすべて改正となります。

6 ページとなります

第 66 条 1 項では、認知症対応型通所介護の管理者の配置基準の緩和として、共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とするものです。

7 ページとなります

第 82 条から第 108 条までは小規模多機能型居宅介護の基準の改正です。

第 82 条第 6 項及び第 83 条第 3 項では、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しとして、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合には、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とするものです。

第 101 条 2 項では、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市長が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定期間に限り行わないこととするを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とするものです。

第 108 条の準用において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修の受講の義務付けております。

第 110 条 1 項から第 128 条までは認知症対応型共同生活介護の基準の改正です。

8 ページの

第 110 条 1 項から第 113 条 1 項まで及び 121 条では、認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、経営を安定させるためにユニット数を、原則 1 又は 2 から 1 以上 3 以下に改正し、サテライト型事

業所の基準を創設し、代表者、管理者の配置の簡略化や、認知症介護実践者研修修了者を計画作成担当者として配置可能とすることで人材の有効活用や、身近な地域でのサービス提供を可能とするものです。

また、夜勤職員体制の見直しとして、1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、安全確保や職員の負担にも留意しつつ、3ユニットの場合に、安全確保や職員の負担にも留意できれば、一定要件を条件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることを可能とするものです。

さらに計画作成担当者の配置基準の緩和としてユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和するものです。

第117条第8項では、認知症グループホームで実施している、外部評価と運営推進会議の双方での「第三者による評価」を、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自己評価等を運営推進会議で評価、公表する仕組みを新たに位置付け、運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとするものです。

9ページにかけてとなりますが

第123条3項は、第59条の13第3項と同意です。

第151条から第202条までは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護等の基準の改正です。

10ページとなりますが、

第151条1項では、人材確保や職員定着の観点から、サテライト型を除く地域密着型特別養護老人ホームにおいて、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営が期待できる場合、入所者の処遇に支障がなければ、栄養士を置かないことができることとする他、本体施設が地域密着型特別養護老人ホーム等のサテライト型居住施設において、本体施設の生活相談員により入居者の処遇が適切に行われれば、生活相談員を置かないことができるものです。

また、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とするものです。

さらに、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付けます。

第163条の2、第163条の3では、口腔衛生管理の強化として、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことや、口腔衛生管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを義務づけるものです。

11 ページとなりますが、

第 169 条では、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付けるものです。

第 171 条 2 項 3 号では 共通の改正事項である感染症の発生及びまん延等に関する取組について、まだ規定がない、感染症の予防及びまん延防止のための訓練を追加するものです。

13 ページとなりますが、

別表個室の項基準欄では、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めた上で、ユニットケアを推進する観点から、1 ユニットの定員を、おおむね 10 人以下から原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとするよう見直します。又ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止するよう見直すものです。

最後に、本改正条例の附則です。

- 1 項 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 項 虐待の防止に係る改正の義務化に施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。
- 3 項 業務継続に向けた規定の義務化に施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。
- 4 項 感染症の発生及びまん延等の防止に関する取組の義務化に、施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。
- 5 項 認知症に係わる基礎的な研修の受講に関する義務化に、施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。
- 6 項 ユニットの定員が 10 人を超える場合の実態を勘案した職員配置について、当分の間努力義務とするものです。
- 7 項 現に存する建物であって、改正前の本条例第 180 条第 1 項第 1 号に規定される別表居室基準欄第 3 項第 2 号の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例によるものです。
- 8 項 栄養管理に係る改正の義務化に、施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。

- 9項 口腔衛生の管理に係る改正の義務化に、施行日から3年間の経過措置期間を設けるものです。
- 10項 事故発生の防止及び発生時の対応に係る改正に、施行の日から起算して6月を経過するまでの間経過措置期間を設けるものです。
- 11項 介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る改正に、3年の経過措置期間を設けるものです。

以上、本日提出市長名であります。

議案第 11 号

安曇野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例の改正理由は、議案 9 号でご説明差し上げた内容となります。

では議案 9 号でご説明した全ての介護サービスに共通する改正事項を除く、残りの主な改正の概要についてご説明申し上げます。

本条例は、市町村が指定する介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、のサービスの人員や運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めた条例です。

議案書 1 ページ、改正条文の中段からとなります。

第 8 条から第 39 条までは介護予防認知症対応型通所介護の基準等の改正です

第 10 条第 1 項は、管理者の配置基準の緩和です。議案 10 号の第 66 条でご説明したとおりです。

第 28 条第 3 項は、認知症介護基礎研修受講の義務づけです。議案 10 号の第 59 条の 13 第 3 項でご説明したとおりです。

3 ページとなります

第 30 条第 2 項は、地域と連携した災害への対応の強化です。議案 10 号の第 59 条の 15 でご説明したとおりです。

3 ページになりますが

第 44 条第 6 項から第 65 条までは介護予防小規模多機能型居宅介護の基準等の改正です。

第 44 条第 6 項及び第 45 条第 3 項は、管理者・介護職員の兼務を可能とする人員配置基準の見直しです。議案 10 号の第 82 条第 6 項等でご説明したとおりです。

第 58 条は、過疎地域等における、登録定員及び利用定員を超えること等の緩和です。議案 10 号の第 101 条第 2 項でご説明したとおりです。

4 ページになりますが

第 71 条第 1 項から第 87 条第 2 項までは介護予防認知症対応型共同生活介護の基準の改正です。

5 ページにかけてになりますが

第 71 条第 1 項から、第 72 条 2 項及び第 74 条 1 項は、ユニット数の改正、サテライト型事業所創設、夜勤職員体制の見直し等です。議案 10 号の第 110 条第 1 項等でご説明したとおりです。

第 81 条は認知症介護基礎研修受講の義務づけで、議案 10 号の第 123 条第 3 項(第 59 条の 13 第 3 項)でご説明したとおりです。

第 87 条は認知症グループホームの外部評価等の改正で、議案 10 号の第 117 条第 8 項でご説明したとおりです。

6 ページから 7 ページにかけてになります

最後に、本改正条例の附則です。

- 1 項 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 項 虐待の防止に係る改正の義務化に施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。
- 3 項 業務継続に向けた規定の義務化に施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。
- 4 項 感染症の発生及びまん延等の防止に関する取組の義務化に、施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。
- 5 項 認知症に係る基礎的な研修実施の義務化に施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。

以上、本日提出市長名であります。

議案第 12 号

安曇野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例の改正理由は、議案 9 号でご説明いたしました。

では、主な改正の概要について申し上げます。

本条例は、介護予防サービス計画を作成する、介護予防支援事業所の人員や運営に関する基準、及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めた条例です。

議案 9 号でご説明した全てのサービスに共通する改正を除く改正はございません。

議案書 3 ページ中段です。

附 則

- 1 項 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 項 虐待の防止に係る改正の義務化に施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。
- 3 項 業務継続に向けた規定の義務化に施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。
- 4 項 感染症の発生及びまん延等の防止に関する取組の義務化に、施行日から 3 年間の経過措置期間を設けるものです。

以上、本日提出市長名であります。

議案第 13 号

安曇野市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部を改正する条例についてご説明します。

安曇野市農業振興地域整備促進協議会設置条例（平成 17 年安曇野市条例 157 号）の一部を次のように改正する。

本日提出 市長名です。

改正の理由及び主な内容を申し上げます。

農業振興地域整備促進協議会は、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外の案件を調査、協議する機関ですが、旧町村毎の協議会を残し、その上に安曇野市としての協議会を組織したため、5 つの地域協議会の上にさらに市の協議会が置かれるという組織構成となっております。

地域協議会は各地域に設置され、委員 83 人を委嘱しており、地域毎に農振除外案件の現地調査を行って、除外の可否を協議します。

地域協議会の代表者が主な構成員となる促進協議会は、現在、委員が 25 人となっており、全体の案件について地域協議会や農業委員会の協議結果を踏まえて、最終的な農振除外の可否を市長に答申します。

協議等の効率化を図る観点から、地域協議会を無くし、促進協議会に統合することが今回の改正の目的です。

一方で地域を良く理解している委員に現地調査をしていただき、審査いただけるように第 7 条において、地域部会を設けることができる規定を設けました。

現状の地域を良く知る委員が調査、審議している良さを残しつつ、農振除外案件の審査をより効率的に行うための改正です。

組織の構成員は、農業振興地域整備促進計画の変更において、意見を聴くことが法令上に定められている「農業委員会」、「土地改良区」、「農協」からとし、農業委員全員、土地改良区と農協のそれぞれの代表者等 40 人以内で組織します。

第 1 条については、地方自治法の規定に基づき、当協議会が附属機関であることを明確にします。

第2条以下については、先に説明した目的に沿った改正となっています。

現促進協議会委員の任期が本年7月で終了すること及び農業委員の任期が令和3年7月19日となっていることから、次期農業委員の任期に合わせ、改正条例に基づく新委員の任期も7月20日としたいことから、施行日を令和3年7月20日としております。

以上です。

議案第14号

安曇野市穂高古厩農村集落多目的共同利用施設条例を廃止する条例についてご説明します。

安曇野市穂高古厩農村集落多目的共同利用施設条例（平成17年安曇野市条例165号）を廃止する。

本日提出 市長名です。

当条例の廃止は、公共施設再配置計画に伴う地区集会施設の譲渡を前提とし、公の施設を普通財産とするものです。

当条例の古厩会館は、農村総合整備モデル事業により設置した市の施設ですが、実質的には古厩区の集会施設であるため、区に移管するべく協議してまいりました。

当施設の整備費に関し、区で一定の負担を行っていることから、移管については無償譲渡を予定しております。

当条例の廃止が議決された後、移管に向けた準備を進め、6月議会で無償譲渡の議案提出を予定していますが、この議案の議決を受けて、初めて移管が実現しますので、条例の廃止の効力が発生する期日となる施行日を令和3年7月1日としています。

以上です。

議案第 15 号

安曇野市明科駅前駐車場条例について、ご説明いたします。

明科駅前周辺につきましては、国道 19 号の歩道整備を契機として、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年計画で国からの交付金を活用した整備を実施しております。

公共交通の利便性向上のため、駅前広場整備のひとつとして、フラップ式の有料駐車場である明科駅前駐車場の整備を本年度実施しております。

令和 3 年 10 月 1 日の供用開始をするために、条例を新たに制定し、使用方法や禁止事項並びに駐車場料金を定めます。

また、既存の明科駅前広場は「安曇野市公園条例」で「明科駅前公園」と規定されているため、今回の新たな条例制定に併せて削除をするものです。

それでは、議案集によりご説明申し上げます。

まず、第 1 条と第 2 条で、設置理由と位置を示しております。

次に、第 3 条では利用できる車両として、普通自動車、小型自動車、軽自動車で長さ 5.0m 以下、幅 2.0m 以下、高さ 3.0m 以下とし、二輪自動車は利用できないものとします。

また、同条の第 2 項で、危険なものを積載している車両や構造上駐車場に駐車できない車両についても利用できないものとします。

次に、第 4 条では安全運転や盗難防止などの遵守事項を定め、同条の第 2 項では、駐車場の設備や備品を損傷しないことなどの禁止行為を定めています。

次に、第 5 条の利用期間ですが、1 回の駐車につき駐車した日の翌日から 7 日を経過した日の午後 12 時までとします。

同条第 2 項で、利用期間を超えることが想定される場合は、市長に申し出ることを規定しています。

次に、第 6 条の違反車両等の取扱いでは、違反車両の所有者を確認するために関係機関に照会できる規定を設けています。

第 1 号では、危険なものを積載している車両や構造上駐車場に駐車できない車両、第 2 号では、駐車区画外の場所に駐車している車両、第 3 号では、利用期間を超えて駐車し、申出を行っていない車両としています。

また、第2項で市長はその違反車両の所有者に対し、通知や車両への掲示により指定する日までに車両を駐車場外に移動することを命じることができることを規定しています。

次に、第7条では、前条に基づき移動を命じても行われな場合で、管理上支障があるときは市長が車両を移動できることを規定し、さらに同条第2項では、危険車両で緊急を要するときは、直ちに移動ができることを定めています。

次に第8条の駐車料金ですが、別表をご覧ください。

30分以内は無料で、30分を超え5時間以内は30分ごとに100円を加算した額で、5時間を超え24時間以内は1,000円で、24時間を超えるときは、24時間ごとに1,000円を加算した額とします。

この料金設定においては、駅周辺にあります民間駐車場の料金を踏まえ「公の施設の使用料のあり方(令和2年7月)」に基づき、既存駐車場における駐車時間及び台数を調査した上で、年間経費が補える想定 of 料金としております。

次に第9条の駐車料金の不還付では、還付をしないことが基本ですが、同条第1号で公務員が緊急の公務を行うときや、第2号で駐車場の維持管理のための車両については還付をします。

次に第10条で、市長が利用の禁止や制限ができることを規定し、第11条で、契約内容を駐車場の見やすい場所に掲示することを定めています。

次に第12条で、施設を損傷したなどの際に損害賠償をしなければならないことを定め、第14条の罰則では5万円以下の過料としています。

第1号が駐車場で利用できない車両を駐車した者。

第2号が駐車区画外へ駐車した者。

第3号が不正な手段で駐車料金を免れた者としています。

附則として、施行期日を令和3年10月1日としております。

本日提出 市長名 でございます。

以上であります。

議案第 16 号

令和 2 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 10 号）についてご説明いたします。

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、年度末に向けて、緊急的に実施が必要な事業のほか、本年度の決算を見据えての、既存予算に対する過不足分などを補正し、繰越明許費や債務負担行為の追加等を行なうものであります。

それでは議案書によりご説明いたします。

（提出議案の説明）

令和 2 年度 安曇野市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 2,800 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 588 億 1,800 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款及び主な項の金額や、主な増減要素につきましては、後ほど 2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

繰越明許費につきましては、後ほど、5 ページの第 2 表でご説明いたします。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加、変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

今回の補正では、債務負担行為の追加、変更をするものでありますが、後ほど 6 ページの第 3 表でご説明いたします。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

今回の補正では、地方債の変更をするものでありますが、後ほど 7 ページの第 4 表でご説明いたします。

本日提出 市長名であります。

[説明事項]

それでは、2 ページをお願いします。予算額の増減につきましてその主な内容を第 1 表 歳入歳出予算補正でご説明いたします。

事項別明細書は予算説明書の 14 ページからであります。

それでは、まず歳入であります。

1 款 市税 は、1 億 500 万円の増額であります。

主な項目として、

2 項 固定資産税で 7,000 万円の増額であります。

本年度の収納状況から、「固定資産税現年課税分」を増額補正するものであります。

13 款 分担金及び負担金 2 項 負担金は、6,338 万 9 千円の減額であります。7 月豪雨災害に係る受益者負担額の確定による「耕地災害復旧事業負担金」(5,786 万 7 千円) が主なものであります。

14 款 使用料及び手数料 は、1,147 万 5 千円の減額であります。

主な項目として、

1 項 使用料で 1,154 万 4 千円の減額であります。

「社会体育施設使用料」(539 万円) の実績見込みによる減などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 16 ページからとなります。)

15 款 国庫支出金 は、17 億 1,353 万 5 千円の増額であります。

主な項目としては、

2 項 国庫補助金で、17 億 4,255 万 7 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 18 ページからとなりますが、)

新型コロナウイルス感染拡大対策事業での一般財源に対し交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(8 億 9,957 万 5 千円) の増や、新総合体育館建設事業に対する交付金の追加内示による「社会資本整備総合交付金(体育館分)」(8 億 6,850 万円) の増などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 20 ページとなります。)

16 款 県支出金 は、4,216 万 4 千円の増額であります。

主な項目としては、

2 項 県補助金で、6,949 万 5 千円の増額であります。

7 月豪雨災害の補助額確定による「耕地災害復旧事業費補助金」(7,321 万 1 千円) の増などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 22 ページからとなります。)

17 款 財産収入 は、1,199 万 4 千円の増額であります。

主な項目としては、

2 項 財産売払収入で 848 万 4 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 24 ページからとなりますが、)

市有地売払収入(462 万 9 千円)の増額が主なものであります。

18 款 寄附金 1 項 寄附金は、95 万円の増額であります。

11 月から 1 月までの指定寄附、全 4 件分の増額であります。

19 款 繰入金 2 項 基金繰入金は、13 億 9,403 万 6 千円の減額であります。

財源調整による「財政調整基金繰入金」(12 億 9,243 万円) の減や、繰入先の事業費の確定による「ふるさと寄附基金繰入金」(8,055 万 2 千円) の減などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 26 ページからとなります。)

21 款 諸収入 は、534 万 3 千円の減額であります。

主な項目としては、

5 項 雑入で、304 万 7 千円の減額であります。

事業の確定による「市町村振興協会交付金」(316 万 6 千円) の減や、

新型コロナウイルス感染拡大による【しゃくなげの湯 469 万円】及び【湯多里山の神 109 万円】の納付金免除による「しゃくなげの湯外施設使用料」(578 万円)の減額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 28 ページからとなります。)

22 款 市債 1 項 市債は、4 億 2,860 万円の増額であります。

国交付金の追加内示による新総合体育館建設事業として「体育施設整備事業(補正予算債)」(8 億 6,980 万円)や、同様に、道路・橋梁修繕などに対する追加内示から「道路整備事業(補正予算債)」(7,770 万円)を計上するなど、主なものであります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3 ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は予算説明書の 30 ページからであります。

主なものに限り説明します。

2 款 総務費 は、7,238 万 2 千円の減額であります。

主な項目としては、

1 項 総務管理費で、6,471 万 3 千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 38 ページからとなりますが、)

電算システム更新費の確定などによる「電算管理費」(399 万 7 千円)の減や、

(事項別明細書は予算説明書の 42 ページからとなりますが、)

昨年 5 月より実施した特別定額給付金の事業費確定による「特別定額給付金給付事業」(4,469 万 1 千円)の減が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 48 ページからとなります。)

3 款 民生費 は、1 億 6,168 万 4 千円の減額であります。

主な項目としては、

2 項 児童福祉費で、1 億 5,702 万 1 千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 54 ページからとなりますが、)

児童手当、児童扶養手当の確定などによる「児童福祉総務費」

(1 億 2,253 万円)の減や、

(事項別明細書は予算説明書の 56 ページからとなりますが、)

事業費の確定による「安曇野市子育て世帯支援臨時給付金事業」(4,660 万 8 千円)の減額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 62 ページからとなります。)

4 款 衛生費 は、998 万円の減額であります。

主な項目としては、

1 項 保健衛生費で、1,279 万 7 千円の減額であります。

新型コロナウイルスワクチン接種の実施経費の計上など「ワクチン予防接種事業」(1,214 万 1 千円)の増額、一方、若年者検診など、事業費の確定による「健康増進事業」(419 万 8 千円)の減額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 70 ページからとなります。)

5 款 労働費 1 項 労働費は、75 万円の増額であります。

勤労者福祉事業における住宅建設利子の補助に係る増額などが、主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 72 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費 は、1,770 万 8 千円の減額であります。

主な項目としては、

3 項 耕地費で、2,948 万円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 78 ページとなりますが、)

耕地施設の改修に伴う県営事業負担金の確定として「県営土地改良事業」(120 万 2 千円)の減や、多面的機能活動支援補助金の確定による「多面的機能支払交付金事業」(2,776 万 8 千円)の減額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 80 ページからとなります。)

7 款 商工費 1 項 商工費は、7,320 万 5 千円の減額であります。

企業等支援助成事業費の確定による「工業振興事業」(3,067 万 1 千円)の減や、

(事項別明細書は予算説明書の 82 ページとなりますが、)

空き店舗等活用促進事業費などの確定による「しごと創出事業」

(684 万 4 千円)の減額などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 86 ページからとなります。)

8 款 土木費 は、12 億 4,467 万 8 千円の増額であります。

主な項目としては、

4 項 都市計画費で、12 億 6,644 万 2 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 88 ページからですが、)

国交付金の追加内示による「新総合体育館建設事業」(13 億 3,579 万 8 千円)の増額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 92 ページからとなります。)

9 款 消防費 1 項 消防費は、2,048 万 5 千円の減額です。

消防団車両購入費の確定など「非常備消防費」(1,848 万 9 千円) の減額などが主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 94 ページからとなります。)

10 款 教育費 は、5,698 万 4 千円の減額であります。

(予算書の 4 ページとなりますが、)

主な項目としては、

5 項 社会教育費で、2,425 万 6 千円の減額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 108 ページからとなります。)

成人式延期などによる「青少年健全育成費」(560 万 1 千円) の減額が主なものであります。

以上が歳出の概要であります。

つづきまして、一般会計全体における職員給与関係の補正内容についてご説明します。
予算書 118 ページの給与費明細書をご覧ください。

まず、特別職については、「その他の特別職」における報酬額の見込額確定などにより、224 万円の減額であります。

つづいて一般職ですが、令和 3 年 1 月 1 日付け人事異動によるものや、不要額の減額などが主なものであります。

補正額は、報酬が 1,904 万 5 千円の減額、
給料が 290 万円の減額
職員手当が 3,735 万 3 千円の減額
共済費が 100 万円の減額であります。
合計では、6,029 万 8 千円の減額であります。

それでは、予算書 5 ページ 第 2 表をご覧ください。

繰越明許費であります。

年度内竣工が困難なため、国の交付金を繰越すものとして「都市再生整備計画事業(明科駅周辺)」の 1 件、令和 2 年 7 月豪雨災害による災害復旧事業として「耕地災害復旧事業」の 1 件、その他については、国の交付金など、追加内示による事業実施分であり「市道新設改良事業(交付金)」、「道路橋梁修繕事業(交付金)」、

「新総合体育館建設事業」など8件となり、合せて10事業を補正するものであります。

以上、繰越明許費をお願いするものであります。

それでは、議案の6ページの第3表をご覧ください。

債務負担行為補正であります。

追加が9件、変更が1件であります。

事業の早期着手のため、年度内契約を必要とする「穂高北部児童館敷地造成工事」や、事業補助が複数年となるために必要な「地域経済牽引企業工場用地取得事業」、また本年4月に実施予定のため、年度内契約が必要である「聖火リレーセレモニー会場等運営設営業務」など、今年度から複数年契約となる9事業について債務負担行為を追加するものであります。

また、1月の臨時議会において、9号補正で追加した「新型コロナウイルス予防接種券等印刷発送業務」について、業務内容の変更により、限度額を増やすものとして、債務負担行為を変更します。

つづきまして、予算書7ページの第4表をご覧ください。地方債補正であります。

公共事業等債（農林債）では、県営土地改良事業の事業費確定により、限度額が減額となり、

公共事業等債（土木債）では、新総合体育館建設事業における国交付金の追加内示などから限度額が増額となります。

また、旧合併特例事業債（土木費）では、道路新設改良等、事業費の確定などから限度額が減額となり、

学校教育施設等整備事業債では、小中学校の施設改修工事において、国交付金の追加内示などから限度額を増額するものであります。

以上により、市債の補正額は4億2,860万円の増額となり、補正後の発行予定額は62億7,522万8千円となります。

説明は以上であります。

議案第 17 号

令和 2 年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度 安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 億 6,980 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 93 億 2,562 万 8 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、6 億 791 万 1 千円の減で、主なものは、歳出の保険給付費の減額に伴う普通交付金の減額であります。

5 款 財産収入 1 項の財産運用収入は、7 万 3 千円の減で、基金積立金利子収入の減額であります。

6 款 繰入金 補正額は、2,548 万 9 千円の減額です。

1 項 他会計繰入金は、一般会計繰入金で 1,048 万 9 千円の減であります。
主なものは、保険基盤安定事業、財政安定化支援事業、事務費繰入金等の増減によるものであります。

2 項 基金繰入金は、1,500 万円の減額で、財源調整によるものであります。

8 款 諸収入 補正額は、6,367 万 1 千円の増額です。

4 項 受託事業収入は、340 万円の増で、後期高齢者医療被保険者の健診分について、集団健診から個別健診への振替による交付金額変更に伴う増額であります。

（12 ページとなります。）

5 項 特定健診等個人負担金は、515 万円の減で、集団健診を中止したことによる自己負担金額の減額でございます。

6 項 雑入は、6,542 万 1 千円の増で、第三者納付金及び返納金は実績による増額、療養給付費等返還金は、前年度実績の精算によって、過払いとなった給付費の返還による増額でございます。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

(事項別明細書は、14 ページからとなります。)

1 款 総務費 補正額は、735 万 1 千円の減額です。

1 項 総務管理費は、706 万 2 千円の減で、事業費の確定に伴う減額であります。

2 項 賦課徴収費は、12 万 1 千円の減で、こちらも事業費の確定に伴う減額であります。

(16 ページとなります。)

3 項 運営協議会費は、16 万 8 千円の減で、会議の開催実績による報酬等の減額であります。

2 款 保険給付費 補正額は、6 億 723 万 2 千円の減額です。

1 項 療養諸費は、3 億 9,584 万 3 千円の減で、一般被保険者療養給付費の減額が主なものであります。

(18 ページとなります。)

2 項 高額療養費は、1 億 9,508 万 5 千円の減で、一般被保険者高額療養費の減額が主なものです。

4 項 出産育児諸費は、168 万 1 千円の減額で、当初見込みより 4 人分の減額が見込まれるための減額でございます。

7 項 傷病手当諸費は、1,462 万 3 千円の減額で、年度末までの見込みによる減額です。

(20 ページとなります。)

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項の医療給付費分から、3 項 介護納付金分までは財源変更であります。

(22 ページとなります。)

4 款 保健事業費 2 項 特定健康診査等事業費は、2,885 万 9 千円の減で、主な内容は、人間ドック等による特定健診受診者の減少によるものです。

5 款 1 項の 積立金は、7 万 3 千円の減で、基金運用利子の減額に伴うものであります。

7 款 諸支出金 1 項の償還金利子及び還付加算金は、補正額は、7,289 万 7 千円の増で、保険税還付金の増と、(24 ページとなります) 精算によって超過交付となった前年度交付金を、返還するための増額であります。

8 款 1 項の予備費は、81 万 6 千円の増額で、歳入歳出の予算調整によるものです。

議案第 17 号は、以上であります。

議案第 18 号

令和 2 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度 安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,334 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 12 億 9,167 万 3 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入から説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

1 款 1 項の後期高齢者医療保険料は、5,000 万円の減で、保険料収入の実績減を見込むものであります。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、351 万円の減で、事業費補助金の内示によるものであります。

4 款 繰入金 1 項の一般会計繰入金は、2,983 万 8 千円の減で、広域連合へ納付する、事務費と保険基盤安定事業の納付金額確定によるものであります。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

1 款 総務費 2 項の徴收費は、211 万円の減で、システム改修委託の事業完了に伴う不用額の減額であります。

2 款 1 項の後期高齢者医療広域連合納付金は、8,123 万 8 千円の減で、後期高齢者医療広域連合へ納付する、保険料納付金見込み減や事務費納付金、保険基盤安定納付金の金額確定に伴う減額であります。

議案第 18 号は、以上であります。

議案 19 号

令和 2 年度 安曇野市介護保険特別会計 補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

令和 2 年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 263 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 1,351 万 1 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の 歳入からご説明いたします。
（事項別明細書は 10 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は 3,972 万 9 千円の増額で、介護報酬改定に伴うシステム改修経費の補助金、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金、災害臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症による介護保険料減免に伴う補助金）による増額であります。

6 款 サービス収入 1 項 介護予防給付費収入は 29 万の増額で、要支援 1、2 の認定者に対する 介護予防サービス計画費、いわゆるケアプランの作成費用の収入を見込むものであります。

7 款 財産収入 1 項の 財産運用収入は、45 万 1 千円の増額で、支払準備基金の利子であります。

8 款 繰入金 補正額は 4,310 万 3 千円の減額であります。

1 項 一般会計繰入金は 821 万 6 千円の減額で、国のシステムの改修経費の補助金の交付決定等や認定調査主治医意見書作成料の減額により、市からの事務費繰入金を減額するものであります。

2 項 基金繰入金は 3,488 万 7 千円の減額で、交付決定などによる保険者機能強化推進交付金等の国庫補助金増額により、基金繰入金を減額するものであります。

続きまして3ページの歳出となります。
(事項別明細書は12ページからとなります。)

1款 総務費 は715万円の減額です。

- 1項 総務管理費はシステム改修経費の補助金の交付決定等による財源振り替えです。
- 3項 介護認定審査会費は715万円の減額で、新型コロナウイルス感染症感染防止等による、認定期間の延長等の特例措置により、調査件数の減少に伴う主治医意見書作成料の減額です。

2款 保険給付費 は、保険者機能強化推進交付金等の国庫補助金の歳入額の増加による財源振り替えです。

(事項別明細書は14ページとなります。)

3款 地域支援事業 は377万6千円の増額です。

- 1項 介護予防事業は154万6千円の減額で、新型コロナウイルス感染症感染拡大の為に、中止とした介護予防教室等の講師等への報償費を減額するものです。
- 2項 包括的支援事業・任意事業費は113万4千円の減額で、新型コロナウイルス感染症感染拡大のために、介護施設に派遣できなかった、介護相談員への謝礼等を減額するものです。
- 3項 介護予防・日常生活支援総合事業は645万6千円の増額で、通所介護相当サービス等の事業費の増加等により増額するものです。

(事項別明細書は16ページとなります。)

4款 介護サービス事業費 1項 介護予防支援事業は29万円の増額で、介護予防サービス計画費の委託件数増加により、委託料を増額するものです。

5款 基金積立金 1項 基金積立金は、45万1千円の増額で、支払い準備基金の積立金として、基金の利子を増額するものであります。

議案第19号は以上でございます。

議案第 20 号

令和 2 年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計補正予算 第 2 号をお願いします。

令和 2 年度安曇野市の北の沢山林財産区特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,039 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出、市長名であります。

当山林財産区の基金積立金については、令和元年度の積立金額を考慮し、9 月補正において増額しましたが、予測以上に運用益が生じたことから、補正をさせていただくものです。

予算書 2 ページの歳入、1 款 財産収入として 2 千円を増額し、予算書 3 ページの歳出、1 款 総務費として基金利子積立金を 2 千円増額しています。

次に議案第 21 号

令和 2 年度 安曇野市有明山林財産区特別会計補正予算 第 2 号をお願いします。

令和 2 年度 安曇野市の有明山林財産区特別会計補正予算 第 2 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,203 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出、市長名であります。

北の沢山林財産区特別会計補正予算と同様、基金の運用益が予測以上に生じたため、基金利子積立金を増額するものです。

予算書 2 ページ歳入の 2 款 財産収入として 5 千円を増額し、3 ページ歳出、1 款 総務費として基金利子積立金を 5 千円増額しています。

以上です。

議案第 22 号

令和 2 年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

（提出議案の説明）

令和 2 年度 安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 26,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,058,696 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。
本日提出 市長名であります。

[説明事項]

それでは、2 ページをお願いします。歳入であります。

4 款 1 項 市債は 26,000 千円の減額であります。あづみ野産業団地拡張事業費の減額に伴い、地域開発事業債を減額するものであります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3 ページをお願いします。歳出であります。

1 款 1 項 産業団地事業費は、26,000 千円の減額であります。

あづみ野産業団地拡張事業に伴う造成工事の不用額を減額するものであります。

以上が歳出の概要であります。

それでは、議案4ページの第2表をご覧ください。

債務負担行為補正であります。

あづみ野産業団地拡張事業造成工事の令和3年度道路舗装工事分について、効率的な工事施工かつ経費節減のため債務負担行為をお願いするものであります。

限度額は、63,987千円、期間は令和3年度までです。

続いて、5ページの第3表をご覧ください。

地方債補正であります。先ほど地方債減額の説明のとおり限度額を変更するものであります。

説明は以上であります。

議案第 23 号

令和 2 年度 安曇野市水道事業会計補正予算(第 3 号)についてご説明いたします。

第 1 条 令和 2 年度安曇野市水道事業会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度安曇野市水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

- (1) 給水戸数 600 戸の減少
- (2) 年間総給水量 18 万立方メートルの減少
- (3) 一日平均給水量 493 立方メートルの減少

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 第 1 款 水道事業収益 3,517 万 2 千円の減額

支出 第 1 款 水道事業費用 1,089 万 3 千円の減額

・各項の内容につきましては、後段で御説明いたします。

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14 億 6,853 万 6 千円は、過年度分損益勘定留保資金 10 億 2,419 万 3 千円、建設改良積立金 3 億 5,000 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,434 万 3 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 第 1 款 資本的収入 122 万 5 千円の減額

支出 第 1 款 資本的支出 232 万円の減額

・各項の内容につきましては、後段で御説明いたします。

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

- (1) 職員給与費 40 万 6 千円の減額

本日提出、市長名であります。

補正予算説明書 3 ページの実施計画、予算説明書では 10 ページからとなります。
主なものについてご説明いたします。

収益的収入及び支出の、収入であります。

- 1 款 水道事業収益 1 項 営業収益は、3,700 万円の減額で、
 - 1 目 給水収益が、当初見込年間給水量より減少したためであります。
- 2 項、営業外収益は、182 万 8 千円の増額で、
 - 3 目 長期前受金戻入を、前年度決算金額の確定により工事負担金、受贈財産評価額分を増額するものであります。

次に、支出をお願いいたします。

- 1 款 水道事業費用 1 項 営業費用は、627 万 2 千円の減額であります。
 - 4 目 総係費 貸倒引当金繰入額は、翌年度分不納欠損相当額の見込額 110 万円の増額であります。
 - 5 目 減価償却費 有形固定資産減価償却費は、前年度決算金額の確定による 927 万 5 千円の減額であります。
- 2 項 営業外費用は、462 万 1 千円の減額であります。
 - 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費 令和元年度企業債借入分の利率の確定による減額であります。

次、4 ページの実施計画、予算説明書では、12 ページからとなります。
資本的収入及び支出の、収入になります。

- 1 款 資本的収入 3 項 補助金は、122 万 5 千円の減額であります。
 - 1 目 国庫補助金で、主要管路布設替工事補助金の事業費確定に伴う減額であります。

次に、支出をお願いいたします。

- 1 款 資本的支出 2 項 企業債償還金は、232 万円の減額であります。
令和元年度企業債借入額の確定に伴う減額であります。

以上であります。

議案第 24 号

令和 2 年度 安曇野市下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

第 1 条 令和 2 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 2 年度安曇野市下水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

- （ 1 ）排水戸数 400 戸の増加
- （ 2 ）年間総汚水量 11 万立方メートルの増加
- （ 3 ）一日平均汚水量 302 立方メートルの増加
- （ 4 ）主な建設改良事業
犀川安曇野流域下水道事業建設負担金 1,250 万円の増額

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

- 収入 第 1 款 下水道事業収益 3,601 万 5 千円の減額
- 支出 第 1 款 下水道事業費用 4,267 万 6 千円の減額

・各項の内容につきましては、後段で御説明いたします。

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17 億 3,271 万 8 千円は、過年度分損益勘定留保資金 3 億 6,651 万 9 千円、当年度分損益勘定留保資金 6 億 5,629 万 9 千円、減債積立金 7 億 990 万円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

- 収入 第 1 款 資本的収入 1,092 万 4 千円の増額
- 支出 第 1 款 資本的支出 1,120 万 8 千円の減額

・各項の内容につきましては、後段で御説明いたします。

第 5 条 予算第 5 条に定めた起債の限度予定額を次のとおり補正する。

- 下水道事業債 1,250 万円の増額

第 6 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

- （ 1 ）職員給与費 71 万円の増額

本日提出、市長名であります。

補正予算説明書 3 ページの実施計画、予算説明書では 10 ページからとなります。
主なものについて説明いたします。

収益的収入及び支出の、収入であります。

1 款 下水道事業収益 1 項 営業収益は、1,000 万円の増額であります。

1 目 下水道使用料は、当初見込年間汚水量より増加したため 1,280 万円の増額であります。

5 目 その他営業収益 松川村汚水受入処理単価が減額となったため 180 万円の減額であります。なお処理単価は前年度安曇野市汚水処理単価となるため毎年変動します。

2 項 営業外収益は、4,601 万 5 千円の減額であります。

1 目 他会計負担金 一般会計繰入金を決算見込みからの再計算により 3,498 万 9 千円の減額となります。

3 目 雑収益 流域下水道維持管理負担金の前年度分精算に伴う返還金が、修繕費等への支出が当初見込みより増加したため、負担金返還金が 1,680 万 5 千円の減額となります。

次に、支出をお願いいたします。

1 款 下水道事業費用 1 項 営業費用は、4,365 万 7 千円の減額であります。

1 目 管きよ費 負担金は、流域下水道維持管理負担金が当初見込んだ流入汚水量より減少したため 4,000 万円の減額であります。

4 目 農業集落排水費 委託料は、汚泥量の増加に伴い、汚泥引抜運搬業務の 32 万 6 千円の増額であります。

予算説明書 12 ページをお願いします。

7 目 減価償却費 有形固定資産減価償却費は、前年度決算金額の確定に伴う、169 万 7 千円の増額であります。

2 項 営業外費用は、98 万 1 千円の増額であります。

1 目 支払利息及び企業債取扱諸費 令和元年度企業債借入分の利率の確定による 196 万 4 千円の減額であります。

2 目 消費税及び地方消費税 令和 2 年度決算見込みから 294 万 5 千円の増額となります。

4 ページの実施計画、予算説明書では、14 ページからとなります。

資本的収入及び支出の、収入になります。

1 款 資本的収入 1 項 企業債は、1,250 万円の増額であります。

この後支出で説明いたします、流域下水道事業建設負担金の増額に伴う企業債の増額であります。

2項 負担金は、157万6千円の減額であります。

1目 受益者負担金は、宅地造成等の増加に伴い、1,010万9千円の増額であります。

2目 工事負担金は、道路改良に伴う下水道管移設工事等の減少に伴う1,089万4千円の減額であります。

次に、支出をお願いいたします。

1款 資本的支出 1項 建設改良費は947万8千円の減額であります。

1目 管きょ工事費は、道路改良に伴う下水道管移設工事等の減少に伴う1,782万2千円の減額であります。

3目 流域下水道事業費 犀川安曇野流域下水道事業建設負担金は、国の追加補正予算に伴い、令和3年度予定建設工事が一部本年度に前倒しになったため1,250万円の増額であります。

2項 企業債償還金は173万円の減額であります。

令和元年度企業債借入額の確定に伴う減額であります。

以上であります。

議案第 25 号

令和 3 年度 安曇野市一般会計予算 についてご説明いたします。

令和 3 年度 安曇野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 411 億円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

〔後ほど 2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。〕

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

〔後ほど 6 ページの第 2 表でご説明いたします。〕

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

〔後ほど 7 ページの第 3 表でご説明いたします。〕

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 4 0 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の

金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

本日提出 市長名であります。

【説明事項】

それでは、2ページをお願いします。その主となる内容について「第1表 歳入歳出予算」でご説明致します。

事項別明細書は予算説明書の14ページからであります。

1款 市税は、106億6,636万6千円であります。

前年度比10億8,068万7千円、9.2%の減であります。

主な項目は、

1項 市民税で46億5,200万円であります。

市民税現年課税分については、新型コロナウイルス感染拡大による景気後退などの影響から、昨年度より4億3,000万円減の41億3,000万円を見込みました。また、法人市民税現年度課税分についても同様に、昨年度より3億4,000万円減の5億円を見込みました。市民税では、7億7,440万円の減額となります。

2項 固定資産税は、51億4,606万6千円であります。

固定資産税現年度課税分については、3年に一度の評価替えによる土地・家屋に対する評価額の見直しや、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置により影響を受けた中小事業者等の償却資産と事業用家屋に係る軽減措置など、昨年度より3億1,000万円減の50億8,000万円と見込みました。固定資産税では、3億628万7千円の減額となります。

事項別明細書は予算説明書16ページからとなります。

2款 地方譲与税は、4億7,156万4千円であります。

前年度比4,300万円、8.4%の減であります。

主な項目は、

2項 自動車重量譲与税で3億4,300万円であります。

自動車重量譲与税について、令和3年度における地方財政対策を加味し、前年度比2,800万円の減額を見込みました。

3款 利子割交付金 1項 利子割交付金は、700万円であります。

前年度比300万円、30%の減であります。

交付実績及び国の資料等により減額を見込みました。

4款 配当割交付金 1項 配当割交付金は4,500万円であります。

前年度比800万円、21.6%の増であります。

交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

5款 株式等譲渡所得割交付金 1項 株式等譲渡所得割交付金は5,100万円であります。

前年度比 3,300 万円、183.3%の増であります。
交付実績及び国の資料等により、増額を見込みました。

事項別明細書は予算説明書の 18 ページからとなります。

6 款 法人事業税交付金 1 項 法人事業税交付金は、1 億 1,200 万円であります。
前年度と同額であります。

令和 2 年度に創設された交付金で、税制改正による法人市民税法人割の減収補填措置として、法人事業税の一部を県から交付されるものであり、昨年度と同額の計上を見込みました。

7 款 地方消費税交付金 1 項 地方消費税交付金は、20 億 2,200 万円であります。
前年度比 6,300 万円、3.0%の減であります。
交付実績及び国の資料等により、減額を見込みました。

8 款 ゴルフ場利用税交付金 1 項 ゴルフ場利用税交付金は、3,200 万円でありま
す。

前年度比 400 万円、11.1%減であります。
交付実績及び国の資料等により、減額を見込みました。

9 款 環境性能割交付金 1 項 環境性能割交付金は、3,500 万円であります。
前年度比 700 万円、16.7%の減であります。
交付実績及び国の資料等により、減額を見込みました。

10 款 地方特例交付金は、2 億 4,700 万円であります。
前年度比 1 億 4,720 万円、147.5%の増であります。
1 項 地方特例交付金で、1 億 1,700 万円であります。
交付実績から、1,720 万円の増額を見込みました。
事項別明細書は予算書の 20 ページからとなります。

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、1 億
3,000 万円であります。
新型コロナウイルス感染症により影響を受けた企業の償却資産に係る固定資産税の
軽減措置に対する交付金であり、所要の額を見込みました。

11 款 地方交付税 1 項 地方交付税は、104 億円であります。
前年度比 1 億 5,000 万円、1.5%の増であります。
普通交付税では、合併算定替による特例措置分が無くなり、一本算定に切替わるこ
とによる減額要因や、また一方では、令和 2 年度に実施された交付税検査での錯誤額に
おける増額要因などから 98 億円を、また、特別交付税は前年同額の 6 億円を見込ん

であります。

12 款 交通安全対策特別交付金 1 項 交通安全対策特別交付金は、1,288 万円であります。

前年度比 72 万円、5.3%の減であります。

交付実績などにより、減額を見込みました。

13 款 分担金及び負担金は、2 億 8,321 万 5 千円であります。

前年度比 799 万 8 千円、2.7%の減であります。

主な項目は、

1 項 負担金で 2 億 7,782 万 5 千円であります。

(事項別明細書は、予算説明書の 22 ページとなります。)

児童クラブ負担金(3,600 万円)や、保育児童保育料(1 億 8,203 万 2 千円)など、主な計上となります。

14 款 使用料及び手数料は、3 億 431 万 4 千円であります。

前年度比 1,510 万 4 千円、4.7%の減であります。

1 項 使用料は、1 億 4,668 万 8 千円であります。

道路占用料(2,810 万円) 公営住宅使用料(4,958 万 7 千円)などであります。

2 項 手数料は、1 億 5,762 万 6 千円であります。

戸籍住民基本台帳手数料(4,270 万 8 千円)

(事項別明細書は、予算説明書の 26 ページとなります。)

可燃ごみ処理手数料(9,284 万円) 夜間急病センター診療手数料(1,164 万円)などあります。

15 款 国庫支出金は、41 億 6,208 万 4 千円であります。

前年度比 1 億 9,548 万 6 千円、4.5%の減であります。

主な項目は、

1 項 国庫負担金で 32 億 6,064 万円あります。

自立支援給付費負担金(7 億 2,832 万 6 千円) 生活保護費国庫負担金(5 億 2,852 万 5 千円) 児童手当国庫負担金(10 億 243 万 2 千円)などあります。

事項別明細書は予算説明書の 32 ページからとなります。

16 款 県支出金は、24 億 4,060 万 4 千円あります。

前年度比 2,760 万 5 千円、1.1%の増であります。

主な項目は、

1 項 県負担金で 13 億 1,581 万 3 千円あります。

自立支援給付費負担金(3 億 6,416 万 3 千円) 児童手当県費負担金 2 億 1,981 万 1 千円、保険基盤安定負担金 2 億 7,882 万 4 千円などあります。

事項別明細書は予算説明書の 36 ページからとなります。

17 款 財産収入は、4,236 万 9 千円であります。

前年度比 836 万円、16.5%の減であります。

主な項目は、

1 項 財産運用収入で 4,236 万 7 千円であります。

市有土地・建物などの貸付収入、各種基金の積立利子などあります。

事項別明細書は 40 ページからとなります。

18 款 寄附金 1 項 寄附金は、3 億 500 万 2 千円あります。

前年度比 500 万円、1.7%の増であります。

一般寄附金及び指定寄付金でそれぞれ 1 千円を、ふるさと寄附金については 3 億 500 万円とし、内 500 万円は、燕岳テント場トイレ整備事業におけるクラウドファンディング分あります。

19 款 繰入金は、26 億 3,353 万 4 千円あります。

前年度比 6 億 8,594 万 7 千円、35.2%の増あります。

主な項目は、

2 項 基金繰入金で 26 億 3,221 万 7 千円あります。

財源調整の為の財政調整基金繰入金（5 億 1,130 万 8 千円）

減債基金繰入金 4 億円、公共施設整備基金繰入金 7 億 4,000 万円、地域振興基金繰入金 1 億 2,970 万円、

（事項別明細書は予算説明書の 42 ページとなります。）

ふるさと寄附基金繰入金 7 億 2,205 万 5 千円などあります。

20 款 繰越金 1 項 繰越金は 5,000 万円、前年度と同額あります。

21 款 諸収入は、29 億 1,526 万 8 千円あります。

前年度比 15 億 4,070 万 3 千円、112.1%の増あります。

主な項目は、

3 項 貸付金元利収入で 25 億 6,218 万 5 千円あります。

（事項別明細書は、予算説明書の 44 ページとなります。）

新型コロナウイルス感染拡大対策として、昨年度より 16 億円増額となる市制度資金元金 25 億円、勤労者資金元金 5,000 万円などあります。

事項別明細書は 54 ページからとなります。

22 款 市債 1 項 市債は、38 億 6,180 万円あります。

前年度比 22 億 4,910 万円、36.8%の減あります。

臨時財政対策債は、昨年度より 4 億 6,900 万円増額の 16 億 6,400 万円の発行額を見込みました。

また、三郷西部認定こども園建設事業や明科南認定こども園建設事業などに対する「保育所建設事業」(1億4,610万円) 穂高北部児童館整備事業に対する「児童館建設事業(特例債)」(2億7,620万円)

(事項別明細書は予算説明書の56ページからとなります。)

明科駅周辺整備に対する「都市再生整備計画事業」(1億9,400万円) 道路・橋梁修繕などに対する「市道新設改良事業」(4億4,160万円) 穂高プール解体工事及び豊科南社会体育館解体工事に対する「施設除却事業(体育施設)」(1億3,300万円)など、所要の計上を致します。

以上、歳入の概要であります。

続きまして、4ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は予算説明書の58ページからであります。

主なものに限り説明致します。

1款 議会費 1項 議会費は、2億4,433万4千円であります。

前年度比269万2千円、1.1%の減であります。

議員共済納付金や会議録調整業務など議会運営経費の計上であります。

事項別明細書は予算説明書の62ページからとなります。

2款 総務費は、44億8,831万4千円あります。

前年度比8,904万7千円、2.0%の増であります。

主な項目は、

1項 総務管理費で33億8,311万円あります。

(事項別明細書は予算説明書の64ページからとなります。)

ふるさと寄附事務による「寄附採納事務」(4億3,321万9千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の96ページからとなります。)

電算システムの保守・更新などによる「電算管理費」(3億2,070万5千円)など、主な事業であります。

事項別明細書は予算説明書の128ページからとなります。

3款 民生費は、139億4,571万2千円あります。

前年度比9億9,644万1千円、7.7%の増であります。

主な項目は、

1項 社会福祉費で72億5,654万9千円あります。

(事項別明細書は予算説明書の132ページとなります。)

障害福祉サービス費などによる「障がい者支援事業」(17億9,406万6千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の152ページとなります。)

後期高齢者の療養給付に関する経費など「後期高齢者医療事業」(13億4,364万1千円)など、主な事業であります。

事項別明細書は174ページからとなります。

4款 衛生費は、25億89万5千円であります。

前年度比24億7,304万3千円、49.7%の減であります。

主な項目は、

1項 保健衛生費で15億5,331万3千円あります。

(事項別明細書は予算説明書の184ページとなります。)

新型コロナウイルスワクチン接種の実施経費などによる「ワクチン予防接種事業」(3億1,927万2千円)や、予防接種法に基づいた予防接種の実施経費などによる「予防接種事業」(2億8,887万5千円)など、主な事業であります。

事項別明細書は予算説明書の208ページからとなります。

5款 労働費 1項 労働費は、6,017万6千円あります。

前年度比2,883万1千円、32.4%の減であります。

勤労者支援などによる「勤労者福祉事業」(5,705万円)や、「労働雇用対策事業」(312万6千円)であります。

事項別明細書は予算説明書の210ページからとなります。

6款 農林水産業費は、15億1,542万1千円あります。

前年度比2億4,790万5千円、14.1%の減であります。

主な項目は、

1項 農業費で6億8,019万9千円あります。

「農業委員会費」(9,331万9千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の216ページとなります。)

農業振興作物の推進などによる「畑作園芸振興事業」(7,115万2千円)など、主な事業となります。

事項別明細書は予算説明書の242ページからとなります。

7款 商工費 1項 商工費は、34億3,611万1千円あります。

前年度比17億6,821万5千円、106%の増であります。

(事項別明細書は予算説明書の244ページとなります。)

企業等支援助成などによる「工業振興事業」(2億6,302万9千円)や、

(事項別明細書は予算説明書の246ページとなります。)

新型コロナウイルス感染拡大対策として、制度資金融資預託金の増額や、制度資金利子補給などによる「市制度資金貸付事業」(26億46万6千円)など、主な事業となります。

事項別明細書は予算説明書の 260 ページからとなります。

8 款 土木費は、49 億 217 万 8 千円であります。

前年度比 14 億 980 万円、22.3%の減であります。

主な項目は、

4 項 都市計画費で 31 億 9,764 万 1 千円であります。

(事項別明細書は予算説明書の 276 ページとなります。)

明科駅前整備による「都市再生整備計画事業(都市再生分)」(3 億 9,215 万 3 千円)
や、令和 3 年度中の工事完了を目指す「新総合体育館建設事業」(2 億 4,771 万 9 千円)

(事項別明細書は予算説明書の 284 ページとなります。)

また、下水道事業繰出金による「下水道事業」(19 億 808 万円) など、主な事業であります。

事項別明細書は予算説明書の 286 ページからとなります。

9 款 消防費 1 項 消防費は、14 億 7,518 万 1 千円であります。

前年度比 5,052 万 4 千円、3.3%の減であります。

松本広域連合への消防費負担金などによる「常備消防負担金」(11 億 155 万 2 千円)
や、市消防団の活動経費などによる「非常備消防費」(1 億 6,775 万 5 千円) など、主な事業であります。

事項別明細書は予算説明書の 294 ページからとなります。

10 款 教育費は、32 億 4,172 万 3 千円であります。

前年度比 1 億 8,591 万円、6.1%の増であります。

主な項目は、

5 項 社会教育費で 9 億 6,478 万 1 千円であります。

(事項別明細書は予算説明書の 330 ページとなります。)

社会教育に係る総括的事務費を計上した「社会教育総務費」(3 億 3,487 万 3 千円)
や、

(事項別明細書は予算説明書の 332 ページとなります。)

文化諸団体への運営補助や市内美術館等の指定管理委託料などによる「文化振興費」
(1 億 1,272 万 7 千円)

(事項別明細書は予算説明書の 366 ページとなります。)

市内図書館の運営経費などによる「図書館費」(1 億 7,258 万 5 千円) など、主な事業
であります。

事項別明細書は予算説明書の 374 ページからとなります。

11 款 災害復旧費は、150 万円であります。

前年度比 2,173 万 5 千円、93.5%の減であります。

主な項目は、

1項 土木施設災害復旧費で150万円であります。
災害復旧に備えた工事費等の計上であります。

事項別明細書は予算説明書の376ページからとなります。

12款 公債費 1項 公債費は、52億3,845万5千円であります。

前年度比1億1,491万7千円、2.2%の増であります。

借入金の償還元金として50億8,954万3千円、償還利子として、1億4,891万2千円
であります。

また、平成23年度における市中銀行借入資金の借換5億5,640万円を充当財源とし
て予定しております。

それでは、6ページをお願いします。

「第2表債務負担行為」であります。「会議録調整事務及び会議録印刷製本業務」
及び「委員会等記録作成業務」以下、20事業の設定をするものであります。

それぞれ複数年にわたる事業でありまして、令和3年度内に契約を締結する予定で
ありますので、限度額として合計18億9,852万円の設定をお願いするものです。

参考：債務負担行為

- ・「会議録調製事務及び会議録印刷製本業務 及び 委員会等記録作成業務」
2年間にわたる作成等の業務委託契約を締結するためであります。
- ・「安曇野市議会だより作成印刷業務」
2年間にわたる印刷等業務委託契約を締結するためであります。
- ・「第2次総合計画後期基本計画策定支援業務」
2年間にわたり基礎調査業務等の委託契約を締結するためであります。
- ・「インターネット系システム・ネットワーク機器賃貸借」
令和8年度までのインターネット系システム・ネットワーク機器のリース契約であ
ります。
- ・「ネットワーク機器賃貸借」
令和8年度までのネットワーク系機器のリース契約であります。
- ・「情報系パソコン賃貸借」
令和8年度までのリース契約であります。
- ・「内部情報系システム機器賃貸借」
令和8年度までの内部情報系システムのリース契約であります。
- ・「内部情報系システム使用料」
令和8年度までの内部情報系システム使用料に係る契約であります。
- ・「福岡市東区市民交流事業」
令和4年度実施する「博多どんたく港まつり」に係る契約であります。

参考：債務負担行為

- ・「土地評価システム化事業」
令和 6 年度評価替えに向けた、令和 5 年度までの業務契約であります。
- ・「証明書コンビニ交付システム保守業務」
令和 8 年度までの保守業務に係る契約であります。
- ・「証明書コンビニ交付システム賃貸借」
令和 8 年度までのシステムリース契約であります。
- ・「三郷西部認定こども園建設工事」
令和 5 年度までの三郷西部認定こども園建設に係る契約であります。
- ・「地域経済牽引企業工場用地取得事業」
市内での事業用地取得企業に対する令和 5 年度までの補助金交付であります。
(2/10 を乗じた額 (上限 2 億円) 3 年間の分割補助
- ・「生産設備取得事業」
企業等支援助成事業による生産設備取得費に対するものであり、3 年間にわたる補助金交付決定を行うためであります。(1/10 を乗じた額 (上限 5,000 万円) 3 年間の分割補助
- ・「信州安曇野ハーフマラソン実行委員会補助金」
2 年間にわたる補助金交付決定を行うためであります。
- ・「教育用センターサーバー (第 2 期構築分) 更新事業」
令和 8 年度までの契約であり、市内小中学校の教育用センターサーバー機器のリース契約によるものであります。
- ・「公共施設予約システム保守業務」
令和 8 年度までのシステム保守契約であります。
- ・「安曇野市土地開発公社の借入金に対する金融機関への債務保証」
国が実施している国道 19 号明科駅前歩道整備事業に伴う事業用地取得に係るものであり、市土地開発公社による用地の先行取得に対する金融機関への債務保証であります。

続きまして、7 ページをお願いします。「第 3 表地方債」であります。
臨時財政対策債外、市債の借入限度額を設定するものであります。
借り入れ限度額は、合計 38 億 6,180 万円であります。

以上であります。

参考：地方債

- ・臨時財政対策債は、令和2年度実績と地方財政対策によるものであります。
- ・借換債（総務債）は、平成23年度発行の本庁舎建設事業に係る、旧合併特例事業債の借換えであります。
- ・旧合併特例事業債（民生債）は、たつみ、明科南、三郷西部の各認定こども園整備事業と穂高北部児童館建設事業によるものであります。
- ・施設整備事業債（民生債）は、三郷西部、西穂高の各認定こども園整備事業によるものであります。
- ・防災対策事業債は、消防団車両更新事業によるものであります。
- ・旧合併特例事業債（消防債）は、消防団詰所更新・統廃合事業（第10分団第1部）によるものであります。
- ・公共事業等債（農林債）は、県営かんがい排水事業によるものであります。
- ・公共施設等適正管理推進事業債（農林債）は、市単農道舗装整備事業によるものであります。
- ・公共事業等債（土木債）は、都市再生整備計画事業（明科駅周辺）によるものであります。
- ・公共施設等適正管理推進事業債（土木債）は、都市公園の長寿命化事業及び道路橋梁維持事業によるものであります。
- ・旧合併特例事業債（土木債）は、街路事業（吉野線）、公園の長寿命化、市道新設改良事業、新総合体育館建設事業によるものであります。
- ・緊急浚渫推進事業債（土木債）は、河川維持事業（前川 河川河床整理）によるものであります。
- ・緊急自然災害防止対策事業債（土木債）は、内水対策事業（万水川下流域）によるものであります。
- ・旧合併特例事業債（教育債）は、豊科南社会体育館解体工事、穂高プール解体工事及び堀金総合体育館大規模改修工事（耐震補強・ユニバーサルデザイン化）によるものです。

議案第 26 号

令和 3 年度 安曇野市国民健康保険特別会計について、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ

令和 3 年度 安曇野市の国民健康保険特別会計は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 99 億 8,624 万 8 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による 一時借入金の借入れの最高額は、4 億円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に 過不足を生じた場合における 同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算の、歳入からご説明いたします。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 1 項の 国民健康保険税は、17 億 5,937 万 3 千円です。

被保険者の減少と、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減少を見込み、前年度当初より 2 億 564 万円の減額であります。

なお、歳入全体に占める割合は、17.6%となっております。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は 70 万円、督促手数料であります。

(3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、千円の目出し計上であります。)

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、72 億 5,408 万 4 千円で、市が支払う療養諸費、高額療養費などに対して、その支払額と同額が県から交付される「普通交付金」と、特定健診費用への負担金、保険者努力支援分として交付される特別交付金となっております。

(12 ページとなります。)

(2 項の財政安定化基金交付金は、千円の出し計上であります。)

5 款 財産収入 1 項の財産運用収入は、91 万 6 千円で、基金利子の収入を見込むものであります。

6 款 繰入金は、9 億 3,372 万 4 千円です。

1 項 他会計繰入金は、一般会計繰入金 6 億 6,572 万 4 千円で、保険基盤安定事業、財政安定化支援事業に係る繰入金が主なものとなっております。

2 項 基金繰入金は、2 億 6,800 万円であります。

(14 ページとなります。)

7 款 1 項の繰越金は、400 万円を見込んでおります。

8 款 諸収入は、3,344 万 9 千円です。

1 項 延滞金及び過料は、700 万 2 千円

(2 項 預金利子は、千円の出し計上であります。)

3 項 貸付金元利収入は 200 万円で、高額療養費貸付金収入であります。

4 項 受託事業収入は、1,719 万円、後期高齢者健診に対する、広域連合からの受託料収入であります。

(16 ページとなります。)

5 項 特定健診等個人負担金は、455 万円で、健診時の個人負担金を見込むものであります。

6 項 雑入は、雑入は、270 万 6 千円であります。

主なものは、交通事故などの第三者行為による納付金や資格喪失後の受診に関する返納金を見込むものであります。

続きまして、議案書の 3 ページ、歳出についてご説明いたします。

(事項別明細書は 18 ページとなります。)

1 款 総務費は、4,338 万 9 千円です。

1 項 総務管理費は、3,149 万 4 千円で、会計年度任用職員報酬や、制度改正に伴うシステム改修経費などあります。

(20 ページとなります。)

2 項 賦課徴収費は、1,069 万円で、電算システムの業務委託料が主なものでございます。

3 項 運営協議会費は、36 万 3 千円で、委員報酬などであります。

(22 ページとなります。)

4 項 趣旨普及費は、84 万 2 千円で、国保制度の啓発用パンフレットを予定しております。

2 款 保険給付費は、72 億 1,070 万 1 千円です。

1 項 療養諸費から、24 ページの 3 項 移送費までの 合計 71 億 5,883 万 8 千円は、県から示された試算額を計上しており、前年度より約 1 億 6,450 万円、2.4%の増を見込んでおります。

(26 ページとなります。)

4 項 出産育児諸費は、2,521 万 3 千円、前年度と同じ 60 人分を見込んでおります。

5 項 葬祭諸費は、540 万円、

6 項 精神諸費は、2,100 万円をそれぞれ見込んでおります。

(28 ページとなります。)

7 項 傷病手当諸費は、25 万円で、新型コロナウイルス感染症に感染した国保被保険者に係る傷病手当金であります。

3 款 国民健康保険事業費納付金は、24 億 7,027 万 3 千円です。県の試算結果により、市から納付するもので、前年度より 104 万 9 千円の減額であります。

(32 ページとなります。)

4 款 保健事業費は、2 億 4,427 万 2 千円です。

1 項 保健事業費は、1,622 万 3 千円で、主なものは健康ポイント制度、医療費通知等の経費、高額療養費の貸付金であります。

2 項 特定健康診査等事業費は、2 億 2,804 万 9 千円で、特定健診及び人間ドック等の 委託料が主なものとなっております。

(34 ページとなります。)

5 款 1 項の 積立金は、291 万 7 千円で、繰越金及び基金運用利子を財源として、積み立てるものであります。

(36 ページとなります。)

(6 款 1 項の公債費は、1 千円の目出し計上であります。)

7 款 諸支出金は、792 万 8 千円です。
主なものは、保険税の還付金等であります。

(38 ページとなります。)

8 款 1 項の予備費は、676 万 7 千円であります。

議案第 26 号は、以上であります。

議案第 27 号

令和 3 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計について、ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ

令和 3 年度 安曇野市の後期高齢者医療特別会計は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 13 億 137 万 4 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入から説明いたします。

(事項別明細書は、10 ページからとなります。)

1 款 1 項の後期高齢者医療保険料は、10 億 1,010 万円です。

前年度と比較して 1,803 万 7 千円の減額で、後期高齢者医療広域連合による保険料調定見込試算によるものでございます。

2 款 使用料及び手数料は、6 万円で、督促手数料です。

3 款 繰入金は、2 億 9,038 万 3 千円です。

主なものは、保険料の軽減分(保険基盤安定)等を、一般会計から繰入れるものであります。

4 款 1 項の繰越金は、10 万円であります。

5 款 諸収入は、73 万 1 千円です。

主なものは、保険料還付金であります。

(12 ページとなります。)

5 款 諸収入の 預金利子 及び 雑入は、廃項であります。

国庫支出金は、廃款であります。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

(事項別明細書は、14 ページです。)

1 款 総務費は、506 万 3 千円です。

1 項 総務管理費は、4 万 7 千円、予算書の印刷等の事務費であります。

2 項 徴収費は、501 万 6 千円で、収納事務に係る委託料が主なものであります。

2 款 1 項の後期高齢者医療広域連合納付金は、12 億 9,479 万 2 千円です。

後期高齢者の保険料など、制度運営に係る費用を計上したものであります。

(16 ページとなります。)

3 款 諸支出金は、72 万円です。

主なものは、保険料還付金です。

4 款 1 項の予備費は、79 万 9 千円であります。

議案第 27 号は、以上であります。

議案第 28 号

令和 3 年度安曇野市 介護保険特別会計予算について ご説明いたします。

令和 3 年度安曇野市の 介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100 億 849 万 3 千円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分 及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による 一時借入金の借入れの最高額は、5 億円と定める。

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により 歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号 保険給付費の各項に計上した予算額に 過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

本日提出、市長名であります。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算の 歳入からご説明いたします。
(事項別明細書は 10 ページからとなります。)

1 款 保険料 1 項 介護保険料は、20 億 9,531 万 1 千円であります。

第 8 期介護保険事業計画に基づく介護保険料額で、前年度に比べ 1 億 1,860 万 5 千円の増額を見込んでおります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、20 万 8 千円で、介護保険料の督促手数料です。

3 款 国庫支出金 は、22 億 9,008 万 9 千円であります。

1 項の 国庫負担金は、17 億 1,315 万 1 千円。国の介護給付費負担金であります。

2 項の 国庫補助金は、5 億 7,693 万 8 千円。調整交付金のほか、総合事業等に伴う「地域支援事業」に対する財源及び保険者機能協力推進交付金等のいわゆるインセンティブ交付金を見込んでおります。

(12 ページとなります。)

4 款 支払基金交付金 1 項の 支払基金交付金は、26 億 4,308 万 4 千円で、介護給付費交付金のほか、総合事業の財源として、交付金を見込むものです。

5 款 県支出金 は、14 億 1,857 万 4 千円であります。

1 項の 県負担金は、13 億 5,648 万 6 千円。県の介護給付費分であります。

2 項の 県補助金は、6,208 万 8 千円。総合事業等に伴う「地域支援事業」への県交付金を見込むものであります。

6 款 サービス収入 1 項の 介護予防給付費収入は、1,997 万で、「介護予防ケアプラン」の作成による収入であります。

7 款 財産収入 1 項の 財産運用収入は、118 万 3 千円で、介護保険支払準備基金の利子収入を見込むものであります。

(14 ページとなります。)

8 款 繰入金 は、15 億 4,006 万 6 千円であります。

1 項の 一般会計繰入金は、14 億 1,888 万 4 千円で、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業等の地域支援事業の市負担分その他、認定調査事務等の事務事業費、介護保険料軽減措置費を一般会計より繰り入れるものです。

2 項の 基金繰入金は、1 億 2,118 万 2 千円で、介護保険支払準備基金からの繰り入れを見込むものであります。

9 款 繰越金 1 項の 繰越金は、前年度からの繰越金収入です。

10 款 諸収入 は 第 3 者納付金や保険料の過年度分の返還金等の雑入等の収入です。

続いて、3 ページ、歳出についてご説明申し上げます。

(事項別明細書は 18 ページからとなります。)

1 款 総務費 は、9,799 万 6 千円であります。

1 項の 総務管理費は 1,407 万 3 千円で、保険料納付書等の郵送料、各種帳票の印刷代等であります。

(20 ページにかけてとなります。)

2 項の 徴収費は 436 万 9 千円で、保険料納付書の製本、封入封緘等の費用です。

3 項の 介護認定審査会費は、7,955 万 4 千円で、認定調査員の報酬、主治医意見書作成料等です。

2 款 保険給付費 は、94 億 4,503 万 3 千円であります。

(22 ページにかけてとなります)

1 項の 介護サービス等諸費は、90 億 386 万 1 千円で、居宅介護サービス費等の介護保険サービスの給付費用を見込むもので、歳出総額の約 90%を占めております。

2項の その他諸費は、859万3千円で、介護給付費の審査支払手数料等です。

3項の 高額介護サービス等費は1億7,472万円で、月の介護保険サービスの利用者負担額について、一定額以上を払い戻すものです。

(24ページとなります。)

4項 特定入所者介護サービス等費は、2億3,003万4千円で、所得の状況により、限度額以上の居住費等の費用負担について、給付するものであります。

5項の 高額医療合算介護サービス等費は、2,782万5千円で、介護分と医療保険分の年間の負担額が、限度額を超えた場合に払い戻されるものであります。

(26ページにかけてとなります。)

3款 地域支援事業 は、4億4,327万7千円であります。

1項の 介護予防事業は2,017万円で、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、65歳以上の方を対象とした介護予防事業であります。

(26ページから30ページにかけてとなります。)

2項 包括的支援事業・任意事業費は、9,909万7千円で地域包括支援センターの運営、地域包括ケア推進、介護購入用品助成等に関するものでございます。

(30ページから32ページにかけてとなります。)

3項 介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業につきましては、3億2,142万4千円で事業対象者へのケアプラン作成に係る事業と、訪問型、及び通所型のサービスに伴う費用等となります。

(32ページから34ページにかけてとなります。)

4項 その他諸費は、258万6千円で、高額介護予防サービス費相当事業、地域支援事業審査支払手数料等です。

(34ページとなります。)

4款 介護サービス事業費 1項の 介護予防支援事業 は、1,997万円であります。「介護予防 ケアプラン」の作成依頼件数を見込んだものです。

5款 基金積立金 1項の 基金積立金 は、118万5千円で、介護保険支払い準備基金積立金の基金利子等について見込んだものです。

(36ページとなります。)

6款 公債費 1項の 利子は、10万円で、介護給付費支払いにおいて一時借入を行った場合の借入金の利子について見込んだものです。

7款 諸支出金 1項の 償還金及び還付加算金は、88万2千円で、介護保険料の過年度分の還付金等について見込んだものです。

議案第26号から第28号の説明は以上でございます。

議案第 29 号

令和 3 年度 安曇野市上川手山林財産区特別会計予算について説明いたします。

令和 3 年度安曇野市の上川手山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,050 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算をお願いいたします。
事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 財産収入、1 項 財産運用収入は 1,320 千円で土地の貸付収入、基金利子であります。

2 項 財産売払収入は、立木^{りゅうぼく}の売払収入 1 千円の計上であります。

2 款 繰越金は、228 千円で、前年度繰越金です。

3 款 繰入金 1 項 基金繰入金は、500 千円です。

4 款 諸収入 1 項 雑入は木材販売代金として 1 千円を計上しています。

歳出をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費は 1,606 千円で、管理会委員報酬その他であります。

2 款 事業費 1 項 林業費は、200 千円で、造林事業に対する負担金であります。

3 款 予備費 として 244 千円を計上しました。

続きまして、議案第 30 号

令和 3 年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計予算 について説明をいたします。

令和 3 年度安曇野市の北の沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 910 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算をお願いいたします。
事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 財産収入、1 項 財産運用収入 60 千円は、土地の貸付収入と基金利子になります。

2 款 繰越金は 850 千円で、前年度繰越金となります。

続いて、歳出をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費は 574 千円で、管理会委員報酬や基金への積立が主なものであります。

2 款 予備費として 336 千円を計上しました。

続きまして、議案第 31 号

令和 3 年度 安曇野市有明山林財産区特別会計予算について説明をいたします。

令和 3 年度安曇野市の有明山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,080 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算の歳入から説明をいたします。

事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 分担金及び負担金 1 項 分担金 236 千円は、地元管理費分担金であります。

2 款 財産収入、1 項 財産運用収入 47 千円は、基金利子と土地の貸付収入になります。

同じく 2 項 財産売払収入 1 千円は、立木の売払い見込みです。

3 款 繰越金は 796 千円で、前年度繰越金となります。

続いて、歳出をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費は 700 千円で、管理会委員報酬や基金への積立が主なものであります。

2 款 予備費として 380 千円を計上しました。

続きまして、議案第 32 号

令和 3 年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計予算について説明をいたします。

令和 3 年度安曇野市の富士尾沢山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 960 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算をお願いいたします。
事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 分担金及び負担金 1 項 分担金 315 千円は、地元管理費分担金であります。

2 款 財産収入、1 項 財産運用収入 5 千円は、基金利子になります。

3 款 繰越金は 640 千円で、前年度繰越金となります。

続いて、歳出をお願いいたします。
事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費は 559 千円で、管理会委員報酬、基金積立金等
であります。

2 款 予備費として 401 千円を計上しました。

続きまして、議案第 33 号

令和 3 年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計予算について説明をいたします。

令和 3 年度安曇野市の穂高山林財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 10 ページからでございます。

1 款 分担金及び負担金 1 項 分担金 290 千円は、地元管理費分担金であります。

2 款 財産収入、1 項 財産運用収入 4 千円は、基金利子になります。

3 款 繰越金は 606 千円で、前年度繰越金となります。

続いて、歳出をお願いいたします。

事項別明細書につきましては 12 ページからでございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費 648 千円は、管理会委員報酬、基金積立金等であります。

2 款 予備費として 252 千円を計上しました。

以上でございます。

議案第 34 号

令和 3 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計予算についてご説明します。

令和 3 年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,146,901 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,100,000 千円と定める。

本日提出、市長名であります。

市内産業団地の維持管理経費及び、あづみ野産業団地拡張事業に伴う関連予算が主な内容でございます。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」の歳入をご覧ください。

事項別明細書は、10、11 ページとなります。

歳入の 1 款 1 項財産売払収入 1,144,800 千円は、あづみ野産業団地拡張事業により進出いただく企業への土地売払収入であります。売払い予定は本年 6 月頃を予定しております。

2 款 1 項他会計繰入金 2,100 千円でございます。産業団地の維持管理経費等に関する事務経費等を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、3 款 1 項繰越金、前年度繰越金として 1,000 円を計上しております。

続きまして、3 ページの歳出であります。事項別明細書は、12、13 ページをお願いします。

1 款 1 項産業団地事業費として、産業団地の緑地管理などの維持管理経費のほかに、14 節工事請負費は、あづみ野産業団地拡張に伴う道路舗装工事費、22 節償還金、利子及び割引料として、あづみ野産業団地拡張事業に伴う市債の償還等の費用を計上いたしました。以上でございます。

議案第 35 号

令和 3 年度安曇野市有明荘特別会計予算についてご説明いたします。

令和 3 年度 安曇野市の有明荘特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,275 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

本日提出、市長名であります。

2 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」の歳入をお願いいたします。

事項別明細書は、10、11 ページをご覧ください。

歳入、1 款 1 項他会計繰入金でございますが、施設維持管理のため一般会計から 12,654 千円を繰り入れるものでございます。

2 款 1 項雑入は、有明荘に係る指定管理者からの施設使用料 3,620 千円、3 款 1 項繰越金は、前年度繰越金として 1,000 円を計上しました。

続きまして、3 ページの歳出をお願いします。事項別明細書は 12、13 ページをお願いします。

1 款 1 項施設事業費の主な内容につきましては、14 節工事請負費の有明荘の温泉管布設替え工事に 5,610 千円、食器洗浄機の設置工事に 2,049 千円などであります。

以上であります。

議案第 36 号

令和 3 年度 安曇野市水道事業会計予算についてご説明いたします。

第 1 条 令和 3 年度安曇野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3 万 9 千 200 戸
- (2) 年間総給水量 940 万立方メートル
- (3) 1 日平均給水量 2 万 5 千 753 立方メートル
- (4) 主な建設改良事業
 - 主要管路整備送配水管布設替工事 2 億 1,260 万円
 - 既存管路 (老朽管) 布設替工事 1 億 9,140 万円

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- 収入 第 1 款 水道事業収益 23 億 247 万 2 千円
- 支出 第 1 款 水道事業費用 18 億 9,641 万円

・各項の内容につきましては、後段で御説明いたします。

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11 億 6,774 万円は過年度分損益勘定留保資金 7 億 6,599 万 6 千円、建設改良積立金 3 億 5,000 万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,174 万 4 千円で補填するものとする。)

- 収入 第 1 款 資本的収入 1 億 6,197 万 9 千円
- 支出 第 1 款 資本的支出 13 億 2,971 万 9 千円

・各項の内容につきましては、後段で御説明いたします。

第 5 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1 億 3,636 万 7 千円

第 7 条 たな卸資産の購入限度額は、2,500 万円と定める。

本日提出、市長名であります。

予算説明書 4 ページの実施計画、予算説明書では 24 ページからとなります。
主なものについてご説明いたします。

収益的収入及び支出の、収入であります。

1 款 水道事業収益、1 項 営業収益は 20 億 3,291 万 8 千円、前年度比較 4,284 万 3 千円の減額であります。

1 目 給水収益 水道料金は 18 億 5,609 万 6 千円で、給水人口（給水量）の減少により前年度比較 4,985 万 7 千円の減額を見込んでおります。

3 目 その他営業収益 雑収益で、安曇野市オリジナルボトル販売 138 万 6 千円は、来年度 S D G s（持続可能な開発目標）を意識し、新規事業「安曇野市水道水飲用推進プラン」として 2 つの事業を実施します。その 1 つが「安曇野市オリジナルボトル製作・販売事業」であります。マイボトルを習慣化することで、プラスチックゴミの削減を目的に、市のオリジナルボトルを製作・販売するものです。

2 項 営業外収益 2 億 6,955 万 4 千円で、前年度比較 451 万 5 千円の減額であります。

3 目 長期前受金戻入 2 億 6,792 万 8 千円で、水道施設整備の財源とした国庫補助金等の収益化であります。

次に、支出で、説明書は 26 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 営業費用は 16 億 9,343 万 8 千円、前年度比較 3,802 万 8 千円の減額であります。

ここでは、施設の維持管理経費、人件費、などの経常費用のほか、減価償却費、資産減耗費を計上しております。

1 目 原水及び浄水費 1 億 9,356 万 8 千円で、主に委託料 3,330 万 7 千円で、井戸老朽調査業務 360 万円は、設置及び改修から 40 年以上経過した井戸老朽化調査を行います。

2 目 配水及び給水費 2 億 5,271 万 6 千円で、主に委託料 8,621 万 1 千円で、アセットマネジメント策定業務で 946 万円は、持続可能な水道事業の実現のため中長期の更新需要、財政収支の見通しに基づく計画的な資金確保が必要であるため、アセットマネジメントを導入し実践をします。

説明書 28 ページをお願いいたします。

3 目 受託工事費 695 万円で、消火栓・給水管等の移設修繕であります。

4 目 総係費 1 億 7,451 万 1 千円で、委託料でスマホ決済納付対応業務 3 万 3 千円で、上下水道料金支払い方法として、新たにスマートフォンでの支払いを追加しました。また同じく委託料で、先程説明した「安曇野市オリジナルボトル製作・販売事業」として、オリジナルボトル製作業務 119 万 3 千円を計上しました。

説明書 30 ページをお願いいたします。

5 目 減価償却費 10 億 5,356 万円で、水道事業固定資産に係る償却費の計上であります。

2 項 営業外費用 1 億 9,297 万 2 千円、前年度比較 2,367 万 8 千円の増額であります。

1 目 支払利息及び企業債取扱諸費 1 億 728 万 8 千円は企業債利息で、前年度比較 1,761 万 7 千円の減額であります。

2 目 消費税及び地方消費税 8,368 万 4 千円で、仮払消費税の減額により、前年度比較 4,059 万 5 千円の増額であります。

5 ページの実施計画、予算説明書では、32 ページからとなります。
資本的収入及び支出の、収入になります。

1 款 2 項 1 目 国庫補助金は 4,565 万円で、前年度比較 3,015 万円の増額となります。これは主要管路布設替工事に係る耐震化事業交付金であります。

説明書 34 ページをお願いいたします。

次に、支出をお願いいたします。

1 項 建設改良費 7 億 3,330 万 6 千円、前年度比較 4 億 1,630 万 8 千円の減額であります。

1 目 配水設備工事費 7 億 2,864 万 4 千円で、委託料 1 億 578 万 4 千円は、翌年度（令和 4 年度）に計画している事業の設計業務等、また工事請負費 5 億 4,286 万円は、継続しての重要給水施設への基幹管路を耐震管に布設替えする主要管路整備送配水管布設替工事の他、ボトル給水機設置工事 270 万円は、先程説明した「安曇野市水道水飲用推進プラン」の 2 つ目の事業で、「給水スポット設置事業」であります。誰もが水を飲める場を作り、水道水を飲む文化を根付かせ、「水の地産地消」を推進するものです。令和 3 年度は 3 箇所の給水スポットを設置する予定です。

なお、豊科・明科地域整備事業は、令和 2 年度を以って終了いたします。

2 項 1 目 企業債償還金は 5 億 9,641 万 3 千円、前年度比較 707 万 7 千円の増額であります。企業債台帳に基づく元金の償還であります。

以上であります。

議案第 37 号

令和 3 年度 安曇野市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

第 1 条 令和 3 年度安曇野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 3 万 1,500 戸
- (2) 年間総汚水量 850 万立方メートル
- (3) 1 日平均汚水量 2 万 3,288 立方メートル
- (4) 主な建設改良事業
犀川安曇野流域下水道事業建設負担金 9,927 万 6 千円

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第 1 款 下水道事業収益 42 億 9,770 万 1 千円
支出 第 1 款 下水道事業費用 36 億 7,929 万 2 千円

・各項の内容につきましては、後段で御説明いたします。

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17 億 8,168 万円は過年度分損益勘定留保資金 4 億 3,510 万 7 千円、当年度分損益勘定留保資金 7 億 1,904 万 1 千円、減債積立金 6 億 2,580 万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 173 万 2 千円で補填するものとする。)

収入 第 1 款 資本的収入 8 億 8,200 万 4 千円
支出 第 1 款 資本的支出 26 億 6,368 万 4 千円

・各項の内容につきましては、後段で説明いたします。

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

下水道事業債 限度額 1 億 5,380 万円、資本費平準化債 限度額 4 億円とし、起債の方法等は、表に記載のとおりでございます。

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 8,008 万 1 千円

第8条 たな卸資産の購入限度額は、40万円と定める。

本日提出、市長名であります。

予算説明書40ページの実施計画、60ページからの説明書をお願いします。
主なものについて説明いたします。

収益的収入及び支出の、収入であります。

1款 下水道事業収益 1項 営業収益は、18億4,736万9千円で、前年度比較4,054万1千円の増額であります。

1目 下水道使用料 18億1,774万3千円で、排水戸数(汚水量)の増加により前年度比較4,626万円の増額を見込んでおります。

4目 その他営業収益 他区域汚水処理収入1,933万9千円は、松川村からの汚水受入処理負担金であります。

2項 営業外収益 24億5,033万2千円で、前年度比較1億3,918万8千円の減額であります。

1目 他会計負担金 一般会計繰入金16億6,345万1千円で、一般会計繰入基準により、主に汚水処理に係る経費のうち使用料収入で賄いきれない経費が一般会計繰入金となりますが、今回営業費用(処理に係る経費)の減少、また営業収益(下水道使用料)の増加に伴い、繰入金額が前年度比較8,996万円の減額となりました。なお、一般会計負担金は、61ページの欄外に記載のとおり、減価償却費等へ充当するものであります。

次に、支出をお願いいたします。説明書は62ページをお願いします。

1款 下水道事業費用 1項 営業費用は31億1,983万3千円、前年度比較4,163万2千円の減額であります。

1目 管きよ費は、10億1,908万5千円で、人件費や維持管理費を計上しております。また委託料として、犀川安曇野流域下水道事業計画変更との整合を図るため、下水道法に基づき、本市の事業計画の変更を策定する業務として、新規に公共下水道事業計画変更等策定業務1,703万9千円を計上しました。

予算説明書64ページをお願いします。

営業費用、2目 処理場費、3目 浄化槽費、4目の農業集落排水費は、市の処理施設に係る維持管理経費であります。

6目 総係費 1億2,238万2千円は、職員給与や事務経費などです。
予算説明書66ページをお願いします。

7目、減価償却費 18億6,183万円は、下水道施設に係る、固定資産の減価償却費であります。

予算説明書68ページをお願いします。

2項 営業外費用は、5億5,745万9千円、前年度比較5,296万4千円の減額となります。

1目 支払利息及び企業債取扱諸費 4億9,435万5千円は、企業債利息であります。

41ページの実施計画、予算説明書では、70ページからとなります。

資本的収入及び支出の、収入になります。

1款 資本的収入 1項 企業債は、5億5,380万円、前年度比較8,540万円の増額であります。

1目 企業債の内訳は、下水道事業債 1億5,380万円で、流域下水道事業分が9,510万円、下水道施設広域監視装置更新工事分が5,870万円です。また資本費平準化債が4億円となります。

2項 負担金は、2億8,830万4千円、前年度比較2,099万5千円の減額であります。

3目 一般会計負担金 一般会計繰入金は、2億4,279万9千円、これは主に下水道事業債臨時措置分が増加したため、前年度比較512万6千円の増額となりました。充当先は71ページ欄外に記載のとおりであります。

3項 補助金 1目 国庫補助金 3,990万円は、下水道施設広域監視装置更新工事に伴う、社会資本整備総合交付金であります。

予算説明書72ページをお願いします。

次に、支出をお願いいたします。

1款 1項 建設改良費は、2億1,094万8千円、前年度比較7,076万6千円の増額であります。

1目管きょ工事費、2目処理場工事費、3目農業集落排水工事費の工事請負費に下水道施設広域監視装置更新工事合計9,889万4千円を計上しました。これは現在使用している広域監視装置の通信規格が2022年3月31日を以って廃止されるため、更新工事を実施したく計上いたしました。

4目 流域下水道事業費 9,927万6千円は、流域下水道終末処理場の施設耐震化工事等の負担金であります。

2項 企業債償還金 24億5,273万6千円、前年度比較6,036万9千円の増額で、企業債の元金償還分であります。

以上であります。

議案第 38 号

市道の廃止について、ご説明いたします。

道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（ 1 ページ）の市道廃止路線調書をご覧いただきたいと思います。

今回の廃止路線は 2 路線でございます。

路線の位置につきましては、2 ページの廃止路線位置図をご覧いただきたいと思っております。

2 ページ、整理番号 1 の豊科 1284 号線につきましては、道路管理者の変更に伴い市道廃止を行うものです。

本件道路は、合併前の豊科町時代に町道認定したものでありますが、堤防道路でもあり、河川施設であることから、市が管理する必要がないため、千曲川河川事務所と市道廃止に向けた協議を進めてまいりました。

今後においては、千曲川河川事務所が維持管理を行うものとして調整が図れたことから市道廃止を行うものであります。

続きまして、3 ページの整理番号 2 の穂高 4474 号線につきましては、ＪＲ大系線の下柏原南(しもかしわばらみなみ)踏切閉鎖に伴い市道廃止を行うものであります。

この踏切は、歩行者・二輪車のみ通行可能な踏切で、踏切があることを示す警標だけで、列車の接近を知らせる警報機や自動遮断機が設置されていない『第 4 種踏切』と呼ばれる踏切です。

近年、このような踏切内で、走行中の列車と車両や自転車、高齢者などが接触する事故が後を絶たないことから、悲惨な事故を繰り返さないために、ＪＲでは危険な踏切の閉鎖計画を進めております。

当踏切においても閉鎖する方向として、平成 30 年度からＪＲが地元区や市と協議を進めてきました。

この度、関係する近隣 4 区と調整が図られ、閉鎖準備が整い、令和 3 年 4 月に閉鎖されることが決定したことから、市道廃止を行うものであります。

以上であります。

議案第 39 号 市道の認定について

議案第 39 号 市道の認定について、ご説明いたします。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（ 1 ページ）の市道認定路線調書をご覧いただきたいと思います。

今回の認定路線は 4 路線でございます。

路線の位置につきましては、 2 ページから 4 ページの認定路線位置図をご覧いただきたいと思います。

2 ページの整理番号 1 の豊科 3617 号線と豊科 3618 号線、また 3 ページの整理番号 2 の三郷 5060 号線につきましては、宅地造成により築造された道路でございます、市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

4 ページの整理番号 3、豊科 1732 号線（H14. 9 .26 寄附受納）につきましては、既存道路であり、市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものです。

以上であります。

議案第 40 号

安曇野市土地利用基本計画の変更について、ご説明いたします。

安曇野市の適正な土地利用に関する条例、第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおり土地利用基本計画を変更したいので、議会の議決を求める。

本日提出、市長名であります。

土地利用に関する条例は、平成 22 年 4 月 1 日の施行から 10 年が経過しております。

「土地利用基本計画」は条例第 7 条第 1 項に基づき定めるもので、都市計画基礎調査や、土地利用に関する市民アンケートの結果、並びに開発事業の動向等に基づく土地利用現況及び推移を勘案して、条例の目的を達成するうえで必要と判断されるため、条例第 11 条第 1 項に基づき該当部分について変更をするものです。

なお、説明に際しては事前に配布させていただきました、左上に「議案第 40 号 安曇野市土地利用基本計画の変更について 資料」で説明させていただきます。

まず、4 ページをお願いします。

拠点市街区域の(1)ウについては、公共的な用途の「通信施設」の立地を可能にします。高さは、説明会の開催が義務付けられていない 20m 以下とします。

同様の記述がもう 2 か所あり、5 つの拠点市街区域と用途地域が定められている準拠点市街区域で同様に立地可能とします。

次に、同じく拠点市街区域の(2)用途地域が指定されていない地区の(ア)第一種低層住居専用地域に準ずる地域の d の(b)です。

これは、隣地斜線の基準を示したもので、実際に建築基準法による隣地斜線の規制があるため、基本計画に記載することで分かりやすくするためのものです。

同様の記述を 5 ページの第 2 種低層住居専用地域に準ずる地域にも追記してあります。

次に、13 ページの田園居住区域で、(1)住宅のイでかっこ書きを追加しています。

これは、農家住宅、分家住宅以外の戸建て住宅で、条例施行日前に農地転用の許可を受けた土地に限り、最低敷地面積の適用を除外するものです。理由は、敷地面積を確保するために、更に農地を転用することは、計画の方針に合わないためです。

次に、同じく 13 ページの(2)業務・商業施設の力にかっこ書きを追加しています。これは、条例施行日前から存在する戸建て住宅の敷地内における店舗、事務所併用住宅に限り、最低敷地面積の適用を除外するものです。理由に関しては 先ほどと同様で計画の方針に合わないためです。

同様の内容を田園環境区域にも追記しています。

次に同じく 13 ページの(3)公共公益施設に「障害福祉サービス等に供する施設、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に供する施設」を追加します。

これは、福祉制度に関する法改正を受けて、集落に必要な福祉施設の立地を可能にするためのものです。

同様の内容を田園環境区域と山麓保養区域にも追記しています。

次に 14 ページの(4)その他の(イ)の敷地面積を 200 m²から 500 m²に変更しています。

これは「農業、林業等の生産や集荷用の施設、また農業等の生産資材の貯蔵、保管用施設」について、届出のみで立地できる規模に合わせるためのものです。

同様の内容を森林環境区域にも追記しています。

その他として 25 ページから注釈や用語の定義がありますが、先ほどの福祉施設に関する詳細の内容を追記しています。

この他にも文言や表現の整理などの変更をおこなっています。

説明は以上でございます。

議案第 41 号

公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条の規定により、以下のとおり指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

1 施設の名称

安曇野市豊科南部総合公園

2 指定管理者の住所及び名称

大阪府大阪市中央区北浜四丁目 1 番 23 号

ミズノ・安曇野市体協・A & S グループ

代表 美津濃株式会社

代表取締役 水野 明人

3 指定の期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年 3 か月間です。

本日提出、市長名であります。

令和 3 年 10 月完成予定の、安曇野市総合体育館を含む安曇野市豊科南部総合公園全体を、指定管理者制度を導入し、施設を管理運営していくため、公募による募集を行い、ミズノ・安曇野市体協・A & S グループを選定し、指定管理者として指定するものであります。

以上です。

議案第 42 号

公の施設の指定管理者の指定についてご説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 施設の名称

安曇野市かじかの里公園

2 指定管理者の住所及び名称

あおいくたかじょう
静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目 23 番 9 号

静岡ビル保善株式会社

いしい ひろし
代表取締役 石井 宏司

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

本日提出、市長名であります。

当該施設につきまして、初めて指定管理者を募集したところ 3 社の応募があり、審査委員会の意見等を踏まえ、当該者を指定管理者として指定し、管理運営を行っていたくものであります。

議案第 43 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更についてご説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 5 項の規定による指定管理者の指定の期間を変更したいので、下記のとおり議会の議決を求める。

1 施設の名称

安曇野市有明荘

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 1326 番地

株式会社 燕山荘

代表取締役 あかぬま けんじ 赤沼 健至

3 指定期間の変更

「平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に変更する

本日提出、市長名であります。

有明荘につきましては、平成 20 年度から現在の指定管理者に管理運営を行っていた中で、山頂の山小屋と連携した経営により、市の山岳観光の拠点施設として大きな役割を担っていただきながら一定の成果を上げていただいております。

平成 22 年度に設置された「安曇野市宿泊施設等あり方検討委員会」において、有明荘は市の観光戦略おける位置づけや利用実態などを踏まえ、それに相応しい管理運営形態を検討するべきとされていることや、昭和 53 年建築の本館は老朽化が著しく、大規模改修が必要となることなどから、有明荘の今後のあり方について、本年度、専門家に調査研究を委託しました。

本調査等の内容を基に、市民の皆様のご意見を聴く機会を設けながら、今後の方向性などについて、指定管理期間を 1 年延長し、管理運営を行いながら検討を進めて参りたいと思います。

議案第 44 号

「字の区域の変更」について、ご説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、字の区域を別紙のとおり変更したいので議会の議決を求める。

なお、当該字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 179 条の規定に基づき、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとする。

これは、平成 21 年からの「烏川地区県営ほ場整備事業」の完了に伴い、整備された区画に合わせ、「穂高柏原」、「堀金烏川」、「堀金三田」の区域の字界を変更するものです。

字の区域の変更は、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て処分を行い、これを告示します。

なお、字の区域の変更の効力は、今後の県による換地処分の公告のあった日の翌日から生じるものです。

本日提出、市長名であります。

議案第 45 号

安曇野市立小学校学習用端末購入（債務負担行為分）に係る売買契約についてご説明します。

安曇野市立小学校学習用端末購入（債務負担行為分）について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 安曇野市立小学校学習用端末購入（債務負担行為分） |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 107,976,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 松本市大字和田 4010 番 10
キッセイコムテック株式会社
公共・医療ソリューション事業部長 深石 文夫 |

本日提出、市長名であります。